

特253

131

# 府縣制と其の沿革

五十嵐鑛三郎編



# 始



特253  
131

# 府縣制の沿革



編 郎 三 鎮 風 十 五

選 舉 肅 正 中 央 聯 盟



## 序

今秋から明年にかけて多数の府縣に於て府縣會議員の總選舉が行はれるので、府縣制と其の沿革とを略述することゝした。府縣制制定後五十年を閲する今日は、從來の變遷の跡を顧るのに適はしい機會であるやうに考へて其の部分に比較的多くの頁を割いたが、何分にも全體の頁數が限られて居るので、己むを得ず要點を極めて簡單に擧げるに止めた。なほ本稿は私の名を冠してはあるが、實際は現に内務省地方局に勤務する、守屋陸藏、石渡猪太郎、平尾倬麻呂及播磨重男の諸氏が調査執筆されたものである。

昭和十四年八月

五十嵐 鑛三郎

目次

第一 府縣制定まで……………(一)

一 明治新政……………(一)

二 府縣の變遷……………(三)

三 府縣に關する制度の變遷……………(二六)

四 府縣制定……………(四一)

第二 府縣制定後現在まで……………(四六)

一 府縣制の沿革……………(四六)

二 府縣税に關する制度……………(七一)

三 府縣廳の組織……………(七九)

四 府縣制發布後の北海道の制度の沿革……………(八五)

第三 府縣制の内容……………(八六)

一 府縣の構成……………(八六)

目

次

二 府縣の機關	.....	(七)
三 府縣の財政	.....	(一〇〇)
四 府縣の監督	.....	(一〇六)
五 府縣の特別組織等	.....	(一〇九)

# 府縣制と其の沿革

五十嵐鏡三郎編

## 第一 府縣制制定まで

### 一 明治新政

#### 大政奉還・五ヶ條御誓文

皇紀二千五百二十七年、慶應三年正月九日明治天皇御踐祚遊ばされ、同年十月十四日將軍徳川慶喜大政奉還を奏上、朝廷即其の請を允し、幕府を廢して國家統治の大權を朝廷に攬り、同年十二月九日王政復古の大號令を天下に發した。茲に七百年に渉る武家政治は崩潰し、皇政再び神武肇國の古に復し、明治維新の大業が展開するに至つた。

翌慶應四年八月二十七日即位の大禮を行ひ給ひ、同年九月八日、年號を明治と改めさせられたが、之より先同年三月十四日天皇陛下は紫宸殿に出御あらせられ、公卿、諸侯百官を率

る神明に五事を御誓ひ遊ばされた。五ヶ條の御誓文を拜するに次の如くである。

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

天皇陛下には公卿諸侯百官に左の詔勅を下し賜つた。

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

此れ一君萬民の國體に基く天皇御施政の大方針であつて、御宏謨の程拜察するだに畏き極みである。我國是がこゝに基礎づけられ、今日の發展を遂げたことは云ふまでもない所であり、百政將來の基礎も亦茲に存する。

## 二、府縣の變遷

### (一) 府 藩 縣

徳川慶喜大政奉還に依り、從來幕府の直轄地たる天領は之を朝廷の直轄とし、明治元年正月十日一般農商に對しても此の旨布告された。而して此の天領には同年正月二十七日大阪を初めとして、同年四月に至るまでの間に兵庫、長崎、京邦、大津、横濱、箱館、笠松、新潟、但州府中、佐渡、三河の順序に依り夫々裁判所を設置した。

明治元年閏四月二十一日には政體書を制定し、地方を府藩縣に分ち、朝廷直轄の地を府及縣とし、各府縣に知府事、知縣事を置き、諸侯の領地は從來の儘藩とし、藩主たる諸侯をして之を統治せしめることとした。而して之に依り從來の裁判所は府又は縣に改められ、其の他の地方にも漸次府縣を設置した。明治元年中に於ても既に箱館府、京都府、大津縣、笠松縣、久美濱縣、大阪府、長崎府、兵庫縣、越後府、三河縣、神奈川府、佐渡縣を夫々裁判所を府縣に改めて置いた外、日田縣(豊後)、富岡縣(天草)、富高縣(日向)、江戸府、倉敷縣、

奈良縣、飛騨縣、眞岡縣(下野)、岩鼻縣(上野)、堺縣(和泉)、葦山縣(伊豆)、度會府(伊勢)、柏崎縣(越後)、伊奈縣(信濃)、府中縣(甲斐)、市川縣(甲斐)、石和縣(甲斐)等の府縣を設置し、引續き廢藩置縣に至るまでの間幾度となく廢置分合、境界及名稱の變更を行つた。

(二) 版籍奉還

政體書に依り府藩縣が定められたが、僅に幕府直領たりし府縣の區域を除くの外、天下は未だ大小三百諸侯の治下に屬し、藩主は依然土地及人民を領有し、兵馬財政の權を有し、封建制度は維持せられ、政府の威令は行はれなかつた。こゝに於て心ある諸侯及藩士の間に早くより版籍奉還の輿論起り、明治二年正月二十三日薩(藩主島津忠義)、長(藩主毛利敬親)、土(藩主山内容堂)、肥(藩主鍋島直大)、四藩主の版籍奉還の建議となつた。

此の建議に依つて版籍奉還の大勢は決し、諸藩も之に倣ひ争つて上表するに至り、政府は明治二年六月十七日版籍奉還を願出た諸侯には其の情願を允許すると共に、之を願出でざる諸侯に對しては封土版籍の返上を仰付けられた。斯くて加賀金澤藩の前田百萬石、薩摩鹿兒島藩の島津七十七萬石を初め、全國大小二百七十四藩盡く版籍を返上し、明治二年六月(藩主山内容堂)、肥(藩主鍋島直大)、四藩主の版籍奉還の建議となつた。

(三) 廢藩置縣

斯くて、版籍奉還に依り中央集權の形態は一應整つたのであるが、藩内の實情には變化なく、藩主と住民とは感情的にも依然領主領民の關係を存し、此の儘を以てしては、國政を地方に徹底し、國力を集中一元することは望むべくして行はれ得ない事情にあり、一段の改革を必要とするものがあつた。明治三年八月岩倉具視の建議に

「各藩既ニ歸籍ヲ奉還シ郡縣ノ體ヲ建ツルト雖モ未タ全ク封建ノ風習ヲ除クコト能ハス宜ク郡縣ノ體ヲ大成セン爲ニ漸次其方針ヲ示シテ以テ之ヲ指導スヘシ夫レ郡縣ノ制ハ天子ノ私ヲ營ムモノニ非ス億兆ヲ保護スルノ途ニオイテ然クセサルヲ得サルモノニシテ至公至平ノ理自ラ存スルナリ郡縣ノ制ヲ確立スル時ハ天下ノ力ヲ一ニシテ天下ノ勢ヲ均フス皇威是ニ於テカ宜揚シ國權是ニ於テカ擴張シ億兆是ニ於テカ保安ス此ヲ要スルニ郡縣ノ制ハ衆力ヲ一ニシ衆勢ヲ一ニスル所以ニシテ海外諸國ト相抗衡セン

ニハ此制ニ據ルニ如クハナシ

と云つてゐるのは當時の廟堂に於ける輿論を代表せるものと見らるべきものである。

されば此れより先、明治二年十二月二十六日吉井藩（上野）知藩事吉井信僅の請を聴許して之を岩鼻藩に合併したのを初め、爾來同日狹山藩（河内）、翌三年七月盛岡藩（陸中）、同九月鞠山藩（若狭）、同十月長岡藩（越後）、同十一月福本藩（播磨）、同十二月高須藩（美濃）、翌四年二月多度津藩（讃岐）、同四月丸龜藩（讃岐）、同六月龍岡藩（信濃）、徳山藩（周防）、大溝藩（近江）、津和野藩（石見）等も相次で廢せられたが、恰も當時、藩の中に貨幣鑄造事件が起り、福岡藩知藩事の如きも之に關聯して職を免ぜられ、これ等が動機となつて機運頓に熟し明治四年七月十四日廢藩置縣の詔書が下された。

此の日東京の知藩事を召され御前に於て免官の御達あり、翌十五日知藩事名代として在京の參事を召し同様の御達があつた。斯くて、從來の藩は廢止せられ、其の區域は新に縣となり、各縣には夫々知縣事が任命せられた。

廢藩置縣直前に於ける府藩縣の状態は左表の通り、三府四十縣、二百六十一藩であつて、これが廢藩置縣に依り藩が總て縣となり三府三百一縣となつた。こゝに始めて中央集權の業

完成し、皇政の惠澤洽く蒼生の上に及び、國運隆盛の基礎は築かれるに至つた。

廢藩置縣直前に於ける府藩縣の状態

現在府縣別	廢藩置縣直前既設府縣名	廢藩置縣直前ノ諸藩名
北海道	(開拓使)	
青森縣		弘前藩。七戸藩。八戸藩。黒石藩。館藩。斗南藩。
山形縣	山形縣。	天童藩。新庄藩。上山藩。大泉藩。松嶺藩。米澤藩。
秋田縣		秋田藩。岩崎藩。本庄藩。矢島藩。龜田藩。
岩手縣	膽澤縣。江刺縣。盛岡縣。	一關藩。
宮城縣	登米縣。角田縣。	仙臺藩。
福島縣	福島縣。白河縣。若松縣。	二本松藩。磐城平藩。湯長谷藩。泉藩。三春藩。柳倉藩。中村藩。



茨城縣	若森縣。	水戶藩。宍戶藩。笠間藩。下館藩。下妻藩。松岡藩。土浦藩。石岡藩。志筑藩。牛久藩。龍崎藩。麻生藩。松川藩。結城藩。古河藩。
栃木縣	日光縣。	壬生藩。吹上藩。佐野藩。足利藩。宇都宮藩。烏山藩。黑羽藩。太田原藩。茂木藩。
群馬縣	岩鼻縣。	前橋藩。高崎藩。沼田藩。安中藩。伊勢崎藩。小幡藩。七日市藩。館林藩。
埼玉縣	浦和縣。	忍藩。岩槻藩。川越藩。
千葉縣	葛飾縣。宮谷縣。	佐倉藩。關宿藩。曾我野藩。生實藩。鶴舞藩。松尾藩。小久保藩。櫻井藩。菊間藩。鶴牧藩。大多喜藩。久留里藩。佐貫藩。飯野藩。一宮藩。長尾藩。花房藩。館山藩。

東京府	東京府。小管縣。品川縣。	加知山藩。多古藩。小見川藩。高岡藩。
神奈川縣	神奈川縣。	六浦藩。萩野中藩。小田原藩。
新潟縣	新潟縣。佐渡縣。	新發田藩。黒川藩。三日市藩。村松藩。峯岡藩。村上藩。高田藩。清崎藩。與板藩。椎谷藩。
富山縣		富山藩。
石川縣		金澤藩。大聖寺藩。
福井縣	本保縣。	福井藩。丸岡藩。大野藩。勝山藩。小濱藩。鯖江藩。
山梨縣	甲斐縣。	
長野縣	伊那縣。長野縣。	松本藩。飯田藩。高遠藩。高島藩。松代藩。須坂藩。飯山藩。岩村田藩。小諸藩。上田藩。

京都府	滋賀縣	三重縣	愛知縣	静岡縣	岐阜縣
京都府。久美濱縣。	大津縣。	度會縣。		韭山縣。	笠松縣。高山縣。
淀藩。龜岡藩。綾部藩。山家藩。園部藩。福知山藩。宮津藩。舞鶴藩。峯山藩。	朝日山藩。	膳所藩。水口藩。西大路藩。彦根藩。山上藩。宮川藩。	津藩。龜山藩。桑名藩。長島藩。神戸藩。菰野藩。久居藩。鳥羽藩。	靜岡藩。堀江藩。	大垣藩。野村藩。今尾藩。高富藩。郡上藩。岩村藩。苗木藩。加納藩。
名古屋藩。犬山藩。岡崎藩。西大平藩。重原藩。刈谷藩。西端藩。舉母藩。米原藩。豐橋藩。田原藩。西尾藩。					

大阪府	兵庫縣	奈良縣	和歌山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣
大阪府。境縣。	兵庫縣。生野縣。	奈良縣。五條縣。			濱田縣。	倉敷縣。
高槻藩。麻田藩。伯太藩。岸和田藩。吉見藩。丹南藩。	尼崎藩。三田藩。笹山藩。柏原藩。出石藩。村岡藩。豐岡藩。姫路藩。明石藩。龍野藩。林田藩。赤穂藩。山崎藩。安志藩。三日月藩。三草藩。小野藩。	郡山藩。小泉藩。柳生藩。田原本藩。高取藩。柳本藩。芝村藩。櫛羅藩。	和歌山藩。田邊藩。新宮藩。	鳥取藩。	松江藩。廣瀬藩。母里藩。	岡山藩。鴨方藩。岡田藩。足守藩。庭瀬藩。新見藩。高梁藩。成羽藩。淺尾藩。



涉り府縣の一大廢合を斷行し、一舉に之を三府七十二縣とした。當時如何に諸政革新の氣運が濃厚であつたにせよ、深く住民生活に根を下した三百年の封建制度を、萬難を排し、斯くも根柢より覆して國家躍進の態勢を整へたことは、誠に英斷であつた。

此の廢合に依つて府縣の行政區劃は愈々整備さるゝに至つたが、之を現在の府縣を標準として見るときは、青森縣、秋田縣、宮城縣、群馬縣、東京府、富山縣、山梨縣、京都府、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、高知縣、大分縣、佐賀縣、長崎縣、宮崎縣、鹿児島縣は、今日の區劃が其の當時即ち略々決定せられた外、其の他の府縣は尙二或は三の府縣に分れて居つた。而して其の後漸次統合を行つたが、明治二十三年府縣制の制定を見るに至るまでに、其の他にも數多の府縣に付廢置分合、境界及名稱變更が行はれた。

府縣の分合に付其の主たるものを掲ぐれば、富山縣は當時新川縣と稱し、明治九年一旦石川縣に合併、明治十六年五月九日富山縣として獨立した。福井縣は當時敦賀縣と稱し、明治九年一旦石川縣に合併、明治十四年二月七日福井縣として獨立した。奈良縣は明治九年一旦大阪府に合併、明治二十年十一月四日獨立した。鳥取縣は明治九年一旦鳥根縣に合併、明治

十四年九月十二日獨立した。徳島縣は當時名東縣と稱し、明治九年一旦高知縣に合併、明治十三年三月二日徳島縣として獨立した。香川縣は明治六年名東縣(徳島縣)に合併、明治八年之より獨立し、更に明治九年愛媛縣に合併、明治二十一年十二月三日再び獨立した。佐賀縣は明治九年一旦三瀨縣(福岡縣の内)に合併、明治十六年五月九日獨立し、宮崎縣は明治九年一旦鹿児島縣に合併、明治十六年五月九日獨立したのである。尙、北海道は開拓使を置いたが、明治十五年函館、札幌、根室の三縣とし、明治十九年一月二十六日之を統一して北海道廳を置き、又沖繩縣は他府縣より少しく遅れ、明治十二年四月四日琉球藩を廢し沖繩縣を置いたのである。かくて明治二十一年愛媛縣より香川縣が獨立することに依り全國道府縣の區劃は初めて現在通確定するに至つた。

各道府縣の地域の變遷の概要は左表の通りである。

道府縣管轄區域の變遷

現在道府縣別	明治四年第一次廢合直前ノ府縣名	同上第一廢合	其ノ後ノ異動
北海道	(開拓使)		◎十五年二月八日開拓使ヲ廢シ函館・札幌・根室ノ三縣ヲ置ク。

青森縣	山形縣	秋田縣	岩手縣	宮城縣	福島縣
◎青森縣	◎山形縣。新庄縣。上山縣。 ◎米澤縣。 ◎大泉縣。松嶺縣。	◎秋田縣。岩崎縣。本庄縣。 矢島縣。龜田縣。	◎盛岡縣。 ◎膽澤縣。江刺縣。一關縣。	◎仙臺縣。登米縣。角田縣。	◎福島縣。白河縣。二本松縣。 ◎若松縣。
(十一月二日)縣	(十一月二日)縣 (十一月二日)縣 (十一月二日)縣	(十一月二日)縣	(十一月二日)縣 (十一月二日)縣	(十一月二日)縣	(十一月二日)縣
◎十九年一月二十六日函館・札幌・根室ノ三縣ヲ廢シ北海道廳ヲ置	◎八年八月三十一日酒田縣ヲ鶴岡縣ニ改稱。 ◎九年八月二十一日置賜・鶴岡二縣ヲ山形縣ニ合併。	◎四年七月十三日一關縣ヲ水澤縣ニ改稱。 ◎八年十一月二十四日水澤縣ヲ磐井縣ニ改稱。 ◎九年四月十八日磐井縣ヲ岩手縣ニ合併。	◎五月十一月八日仙臺縣ヲ宮城縣ニ改稱。	◎四年十一月二日二本松縣ヲ福島縣ニ改稱。 ◎四年十一月二十九日平縣ヲ磐前縣ニ改稱。	

茨城縣	栃木縣	群馬縣	埼玉縣
◎磐城平縣。湯長谷縣。泉縣。 三春縣。中村縣。棚倉縣。	◎若森縣。龍崎縣。松川縣。 土浦縣。石岡縣。志筑縣。 牛久縣。麻生縣。名古縣(千葉縣) 小見川縣(千葉縣)高岡縣(千葉縣) 穴戶縣。水戶縣。笠間縣。 下館縣。下妻縣。松岡縣。	◎宇都宮縣。烏山縣。黒羽縣。 太田原縣。茂木縣。 ◎日光縣。壬生縣。吹上縣。 佐野縣。足利縣。館林縣(群馬縣)	◎岩鼻縣。前橋縣。高崎縣。 沼田縣。安中縣。伊勢崎縣。 小幡縣。七日市縣。
(十一月十四日)縣 (十一月十四日)縣	(十一月十四日)縣 (十一月十四日)縣	(十一月十四日)縣	(十一月十三日)縣
◎六年六月十五日印旛縣(千葉縣)ノ内舊結城縣。古河縣ノ區域ヲ茨城縣ニ編入。 ◎八年五月七日新治縣ヲ廢シ下總ヲ茨城縣ニ合併。 ◎同日千葉縣ノ内下總六郡ヲ茨城縣ニ編入。	◎六年六月十五日宇都宮縣ヲ栃木縣ニ合併。 ◎九年八月二十一日上野國山田・邑樂・新田三郡ヲ群馬縣ニ編入。	◎六年八月十五日群馬及入間(埼玉縣ヨリ)二縣ヲ廢シ熊谷縣ヲ置ク。 ◎九年八月二十一日熊谷縣ノ内武藏國十三郡及多摩郡ヲ埼玉縣ニ編入。 ◎同日熊谷縣ヲ群馬縣ニ改稱。 ◎同日上野國山田・邑樂・新田三郡ヲ栃木縣ヨリ編入。	◎六年六月十五日入間縣ヲ熊谷縣(群馬縣)ニ編入。

浦和縣。忍縣。岩槻縣。	葛飾縣。佐倉縣。關宿縣。 曾我野縣。生實縣。古河縣(茨城縣ヨリ) 結城縣(茨城縣ヨリ)	宮谷縣。鶴舞縣。松尾縣。 小久保縣。櫻井縣。菊間縣。 鶴牧縣。大多喜縣。久留里縣。 佐貫縣。飯野縣。一宮縣。 長尾縣。花房縣。館山縣。 加知山縣。	東京府。小管縣。品川縣。	神奈川縣。六浦縣。 萩野中縣。小田原縣。 韮山縣(静岡縣ヨリ)
(埼玉) 縣 (十一月十四日)	(印旛) 縣 (十一月十四日)	(木更津) 縣 (十一月十四日)	(東京) 府 (十一月三日)	(神奈川) 縣 (十一月十四日)
◎九年八月二十一日武藏國十三郡及多摩郡ヲ熊谷縣(群馬縣)ヨリ編入。	◎六年六月十五日印旛縣ノ内舊古河縣。結城縣ノ區域ヲ茨城縣ヘ編入。 ◎同日印旛。木更津二縣ヲ廢シ千葉縣ヲ置ク。 ◎八年五月七日下野三郡ヲ新治縣(茨城縣)ノ内ヨリ編入。 ◎同日下總六郡ヲ茨城縣ヘ編入。	◎五年八月九日武藏國多摩郡中野外三十一村ヲ神奈川縣ヨリ編入。 ◎十一年一月十一日伊豆八丈島外三島ヲ静岡縣ヨリ編入。 ◎十三年十月八日小笠原島ヲ管ス。	◎五年八月九日神奈川縣ノ内武藏國多摩郡中野外三十一村ヲ東京府ヘ編入。	◎九年四月十八日足柄縣ヲ廢シ伊豆國ヲ静岡縣ニ編入シ相模國ヲ神奈川縣ニ合併。

新瀉縣。新發田縣。黒川縣。三上市縣。村松縣。峯岡縣。村上縣。 柏崎縣。高田縣。清崎縣。與板縣。椎谷縣。 佐渡縣。	富山縣。	石川縣。 金澤縣。大聖寺縣。 七尾縣。
(新瀉) 縣 (十一月二十日)	(新川) 縣 (十一月二十日)	(金澤) 縣 (十一月二十日)
◎六年六月十日柏崎縣ヲ新瀉縣ニ合併。 ◎九年四月十八日相川縣ヲ新瀉縣ニ合併。	◎五年九月二十七日越中國射水郡ヲ七尾縣(石川縣)ヨリ編入。 ◎九年四月十八日新川縣ヲ廢シ石川縣ヘ編入。 ◎十六年五月九日石川縣ノ内越中ヲ以テ富山縣ヲ置ク。	◎五年二月二日金澤縣ヲ石川縣ニ改稱。 ◎五年九月二十七日七尾縣ヲ廢シ越中國射水郡ヲ新川縣(富山縣)ニ編入シ能登國ヲ石川縣ニ合併。 ◎九年四月十八日新川縣(富山縣)ヲ合併。 ◎九年八月二十一日敦賀縣(福井縣)ヲ合併。 ◎十四年二月七日越前七郡ヲ分離シ(福井縣ノ内トス)。 ◎十六年五月九日越中ヲ分離シ富山縣ヲ置ク。

福井縣	山梨縣	長野縣	岐阜縣
◎本俣縣。福井縣。丸岡縣。 大野縣。勝山縣。 ◎小濱縣。鯖江縣。	◎甲斐縣。 ◎伊那縣。松本縣。飯田縣。 高遠縣。高島縣。高山縣(岐阜縣) ◎長野縣。松代縣。須坂縣。 飯山縣。岩村田縣。小諸縣。 上田縣。	◎笠松縣。大垣縣。野村縣。 今尾縣。高富縣。郡上縣。 岩村縣。苗木縣。加納縣。 名古屋縣舊高須藩ノ區域(愛知縣ヨリ)	◎靜岡縣。 ◎堀江縣。
(福井縣) (十一月二十日)	(山梨縣) (十一月二十日)	(長野縣) (十一月二十日)	(岐阜縣) (十一月二十日)
◎四年十二月二十日福井縣ヲ足羽縣ニ改稱。 ◎六年一月十四日足羽縣ヲ敦賀縣ニ合併。 ◎九年八月二十一日敦賀縣ヲ廢シ越前國敦賀郡及若狹全國ヲ編入。越前國七郡ヲ石川縣ニ編入。 ◎十四年二月七日石川縣ノ内越前七郡及滋賀縣ノ内越前國敦賀郡及若狹全國ヲ以テ福井縣ヲ置	◎九年八月二十一日筑摩縣ヲ廢シ飛騨國ヲ岐阜縣ニ併合。信濃四郡ヲ長野縣ニ編入。	◎九年八月二十一日飛騨國ヲ筑摩縣(長野縣)ヨリ編入。	◎九年四月十八日足柄縣(神奈川縣ノ内)ノ内伊豆國ヲ靜岡縣ニ編入。 ◎九年四月二十一日濱松縣ヲ靜岡縣ニ合併。 ◎十一年一月十一日伊豆八丈島外六島ヲ東京府ニ編入。

滋賀縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣
◎彦根縣。山上縣。宮川縣。 朝日山縣。	◎大津縣。膳所縣。水口縣。 西大路縣。	◎岡崎縣。西大平縣。重原縣。 刈谷縣。西端縣。舉母縣。 米原縣。豐橋縣。田原縣。 西尾縣。伊那縣舊三河縣ノ區域(長野縣ヨリ) ◎名古屋縣。犬山縣。	◎度會縣。久居縣。鳥羽縣。 ◎津縣。龜山縣。桑名縣。 長島縣。神戸縣。菰野縣。
(長濱縣) (十一月二十日)	(大津縣) (十一月二十日)	(名古屋縣) (十一月二十日)	(靜岡縣) (十一月十五日)
◎五年正月十九日大津縣ヲ滋賀縣ニ改稱。 ◎五年十二月二十七日長濱縣ヲ大津縣ニ合併。 ◎九年八月二十一日越前國敦賀郡及若狹全國ヲ敦賀縣(福井縣)ヨリ編入。 ◎十四年二月七日越前國敦賀郡及若狹全國ヲ分離(福井縣ノ内トス)	◎五年三月十七日安濃津縣ヲ三重縣ニ改稱。 ◎九年四月十八日度會縣ヲ三重縣ニ合併。	◎五年四月二日名古屋縣ヲ愛知縣ニ改稱。 ◎五年十一月二十七日額田縣ヲ愛知縣ニ合併。	◎九年四月十八日足柄縣(神奈川縣ノ内)ノ内伊豆國ヲ靜岡縣ニ編入。 ◎九年四月二十一日濱松縣ヲ靜岡縣ニ合併。 ◎十一年一月十一日伊豆八丈島外六島ヲ東京府ニ編入。

京都府	大阪府	兵庫縣	奈良縣	
◎京都府。淀縣。龜岡縣。 綾部縣。山家縣。園部縣。	◎大阪府。高槻縣。麻田縣。 ◎境縣。伯太縣。岸和田縣。 吉見縣。丹南縣。	◎笹山縣。柏原縣。出石縣。 村岡縣。豐岡縣。生野縣。 福知山縣 <small>(京都府内)</small> 。舞鶴縣 <small>(京都府内)</small> 。 宮津縣 <small>(京都府内)</small> 。峯山縣 <small>(京都府内)</small> 。 久美濱縣 <small>(京都府内)</small> 。 ◎姫路縣。明石縣。龍野縣。 赤穂縣。三日月縣。三草縣。 山崎縣。安志縣。林田縣。 小野縣。鳥取縣舊福本藩ノ區域 ◎兵庫縣。尼崎縣。三田縣。	◎奈良縣。五條縣。郡山縣。 小泉縣。柳生縣。田原本縣。	
(十一月二十二日)	(十一月二十日)	(十一月二十日)	(十一月二十二日)	
◎九年八月二十一日丹波丹波天田郡ヲ豐岡縣(兵庫縣ノ内)ヨリ編入。	◎九年四月十八日奈良縣ヲ堺縣ニ合併。◎十四年二月七日堺縣ヲ大阪府ニ合併。◎二十年十一月四日大和一國ヲ分離シ奈良縣ヲ置ク。	◎四年十一月九日姫路縣ヲ飾磨縣ニ改稱。◎九年八月二十一日飾磨豐岡二縣ヲ兵庫縣ニ合併。◎同日丹波及丹波國天田郡ヲ京都府ヘ編入。◎同日淡路國ヨリ名東縣德島縣ヨリ編入。	◎九年四月十八日大阪府ヘ合併。◎二十年十一月四日大阪府ノ内大和一國ヲ以テ奈良縣ヲ置ク。	

和歌山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣
◎和歌山縣。田邊縣。新宮縣。	◎鳥取縣。	◎松江縣。廣瀬縣。母里縣。 ◎濱田縣。	◎岡山縣。鴨方縣。岡田縣。 ◎倉敷縣。庭瀨縣。新見縣。 足守縣。成羽縣。淺尾縣。 高梁縣。福山縣 <small>(廣島縣ヨリ)</small> 。 生坂縣。鶴田縣。眞島縣。 ◎津山縣。	◎廣島縣。
(十一月二十二日)	(十一月十五日)	(十一月十五日)	(十一月十五日)	(十一月十五日)
◎九年八月二十一日鳥根縣ヘ合併。◎十四年九月十二日鳥根縣ノ内因幡伯耆ヲ以テ鳥取縣ヲ置ク。	◎九年四月十八日濱田縣ヲ島根縣ニ合併。	◎五年六月五日深津縣ヲ小田縣ニ改稱。◎八年十二月十日小田縣ヲ岡山縣ニ合併。◎九年四月十八日北條縣ヲ岡山縣ニ合併。◎同日備後國ヲ廣島縣ヘ編入。	◎九年四月十八日備後國ヲ北條縣(岡山縣ノ内)ヨリ編入。	



山口縣	山口縣。岩國縣。豐浦縣。 清末縣。	(十一月十五日) 山口縣	◎六年二月二十日香川縣ヲ合併。 ◎八年九月五日讚岐全國ヲ分離シ ◎九年八月三日名東縣ヲ廢シ高知 縣ヘ合併。 ◎九年八月三日兵庫縣ヘ編入。 ◎同日淡路國ヲ兵庫縣ノ内河波 全國ヲ以テ德島縣ヲ置ク。
德島縣	◎德島縣。	(十一月十五日) 名東縣	◎六年二月二十日名東縣德島縣ヘ 合併。 ◎八年九月五日名東縣(德島縣)ノ 内讚岐全國ヲ以テ香川縣ヲ置 ク。
香川縣	◎高松縣。丸龜縣。倉敷縣舊多 度津藩ノ區域(岡山縣ヨリ)	(十一月十五日) 香川縣	◎九年八月二十一日愛媛縣ヘ合併 ◎二十一年十二月三日讚岐全國ノ内 讚岐全國ヲ以テ香川縣ヲ置ク。
愛媛縣	◎松山縣。今治縣。小松縣。 西條縣。 ◎宇和島縣。吉田縣。大洲縣。 新名縣。	(十一月十五日) 松山縣 (十一月十五日) 宇和島縣	◎五年二月九日松山縣ヲ石鎚縣ニ 改稱。 ◎六年六月二十三日宇和島縣ヲ神 山縣ニ改稱。 ◎六年八月二十日石鎚神山二縣ヲ 廢シ愛媛縣ヲ置ク。 ◎九年八月二十一日香川縣ヲ合併。 ◎二十一年十二月三日讚岐全國ヲ 以テ香川縣ヲ置ク。
高知縣	◎高知縣。	(十一月十五日) 高知縣	◎九年八月二十一日(名東縣)德島 縣ヲ合併。 ◎十三年三月二日河波全國ヲ分離 シ德島縣ヲ置ク。

福岡縣	◎福岡縣。秋月縣。 ◎豐津縣。千束縣。 中津縣(大分縣ヨリ) ◎柳川縣。三池縣。久留米縣。	(十一月十四日) 福岡縣 (十一月十四日) 小倉縣 (十一月十四日) 三潁縣	◎九年四月十八日小倉縣ヲ福岡縣 ニ合併。 ◎同日佐賀縣ヲ三潁縣ニ合併。 ◎九年五月二十四日三潁縣ノ内肥 前國ヲ長崎縣ヘ編入。 ◎九年八月二十一日三潁縣ヲ福岡 縣ニ合併。 ◎同日豐前國宇佐下毛二郡ヲ大分 縣ヘ編入。
大分縣	◎日田縣。杵築縣。日出縣。 府内縣。岡縣。森縣。 白杵縣。佐伯縣。	(十一月十四日) 大分縣	◎九年八月二十一日豐前宇佐下毛 二郡ヲ福岡縣ヨリ編入。
佐賀縣	◎伊萬里縣。唐津縣。小城縣。 蓮池縣。鹿島縣。	(十一月十四日) 伊萬里縣	◎五年五月二十九日伊萬里縣ヲ佐 賀縣ニ改稱。 ◎六年八月十七日對馬全國ヲ長崎 縣ヘ編入。 ◎九年四月十八日佐賀縣ヲ廢シ三 潁縣(福岡縣)ヘ合併。 ◎十六年五月九日長崎縣ノ内肥前 國ヲ以テ佐賀縣ヲ置ク。
長崎縣	◎長崎縣。島原縣。平戶縣。 福江縣。大村縣。	(十一月十四日) 長崎縣	◎六年八月十七日對馬全國ヲ佐賀 縣ヨリ編入。 ◎九年八月二十一日肥前國ヲ三潁 縣(福岡縣ノ内)ヨリ編入。 ◎十六年五月九日肥前國ヲ分離シ 佐賀縣ヲ置ク。
熊本縣	◎熊本縣。 ◎人吉縣。長崎縣天草郡ノ區域。	(十一月十四日) 熊本縣 (十一月十四日) 八代縣	◎五年六月十四日熊本縣ヲ白川縣 ニ改稱。 ◎六年一月十五日八代縣ヲ白川縣 ニ合併。 ◎九年二月二十二日白川縣ヲ熊本 縣ニ改稱。

宮崎縣	◎高錫縣。延岡縣。佐土原縣。 日田縣(大分縣ノ内)富高地方。 ◎飢肥縣。	美々津縣 (十一月十四日)	◎六年一月十五日都城縣ノ内大隅國六郡ヲ鹿兒島縣へ編入。 ◎同日美々津郡城二縣ヲ廢シ宮崎縣ヲ置ク。 ◎九年八月二十一日鹿兒島縣へ合併。 ◎十六年五月九日鹿兒島縣ノ内日向全國ヲ以テ宮城縣ヲ置ク。
鹿兒島縣	◎鹿兒島縣。	鹿兒島縣 (十一月十四日)	◎六年一月十五日大隅國六郡ヲ都城縣(宮崎縣)ノ内ヨリ編入。 ◎九年八月二十一日宮崎縣ヲ合併。 ◎十六年五月九日日向全國ヲ分離シ宮崎縣ヲ置ク。
沖繩縣	(琉球藩)		◎十二年四月四日琉球藩ヲ廢シ沖繩縣ヲ置ク。

### 三、府縣に關する制度の變遷

#### (一) 政體書、藩治職制

明治元年閏四月二十一日五ヶ條の御誓文の趣旨を體して前述した政體書が定められ、中央地方を通ずる行政制度とされた。これは地方行政に關する制度としては最初のものとするべきであらう。即中央には立法、行政、司法の三權の分立を根柢として制度を定め、立法權は議

定官上下二局之を行ひ、行政權は、行政官並に神祇、會計、軍務、外國の四官を以て之を行はしめ、司法權は刑法官をして之を行はしめた。地方は之を府藩縣とし、朝廷の直轄地を府及縣とし、各府に知府事一人、判府事、二人を、各縣に知縣事及判縣事を夫々置き、諸侯の領地は從來の儘之を藩とし、藩主たる諸侯を以て治めしめた、世に之を三治制度と云ふ。

知事は人民を繁育し、生産を富殖し、教化を敦くし、租税を收め、賦役を督し、刑賞を知し、府郷の兵を監することとし、其の權限は單に行政事項のみならず、司法、軍務、民政等一切の事項に涉り、頗る廣汎なるものであつた。明治二年二月五日府縣行政に付、府縣施政順序を定め、府縣事務の概目と施政の方針とを指示したが、其の事務の概目としては

- 一 知府縣事職掌の大規則を示す事
- 一 平年租税の高を量り其の府縣常費を定むる事
- 一 議事の法を立つる事
- 一 戸籍を編成戸伍組立の事
- 一 地圖を精敷する事

- 一 凶荒豫防の事
- 一 賞典を擧る事
- 一 窮民を救ふ事
- 一 制度を立風俗を正する事
- 一 小學校を設くる事
- 一 地力を興し富國の道を開く事
- 一 商法を盛にし漸次商税を取建る事
- 一 租税の制度改正すべき事

等の事項が掲げられ、其の職務執行に關しても詳細に指示せられた。

藩の行政に付ては、一切の政務總て諸侯の董督する所とし、只、私に爵位を與へ、私に通寶を鑄造し、私に外國人を雇ひ、隣藩或は外國と盟約を立てることを禁じたのみで別段の變更は加へなかつた。而して明治元年十月二十八日藩治職制が定められ、藩には執政、參政、公議人を置き、門閥に拘らず人材を登用すること、執政、參政の外兵刑、民事及庶務の職制は藩主之を定め、又藩の主家内の事は別に家知事を置き、藩屏の機務に混ざることなからし

め、重要なる職員の進退、事務分課の規定を報告せしめることとした。然し乍ら當時は版籍奉還以前のことであり、藩主たる諸侯は未だ國家の官吏として其の地方行政官應を以て目すべき性質のものではなかつた。

(二) 職員令、藩制

明治二年七月八日には職員令が制定せられ、曩の政體書は廢された。恰も同年六月、諸侯の版籍奉還略々完成し、改めて知藩事を任じ、全國の領土治く朝廷の支配に歸したときであり、職員令は祭政一致の實現を期すると共に、他面藩の制度を整備して府藩縣三治の制を確立するものであつた。即中央には神祇官、太政官を設け、太政官の下に民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の各省其の他を置き、地方は従前通之を府藩縣とし、府及藩には知事の外、大參事、權參事、少參事、權少參事を、縣には知事又は權知事の外、大參事、少參事を、更に府及縣には右の外大屬、權大屬、少屬、權少屬、史生を夫々置いた。而して府藩縣知事は、部内の社祠を知し、戸口名籍、百姓を字養し、教化を布き、風俗を敦くし、租税を收め、賦役を督し、賞刑を判し、僧尼の名籍を記し、部内に互市場あらば貿易事務を兼知し、

藩に在りては更に藩兵を兼管することとした。

明治三年九月十日藩制を定め、藩の制度に付規定した。これに依れば藩は物成十五萬石以上を大藩、五萬石以上を中藩、五萬石未満を小藩とし、藩には知事、大参事、權大参事、少参事、權少参事を置き、又應に會計、軍事、刑法、學校、監査等の課を設け、大屬以下を之に分屬專務せしめることとした。更に藩高に付ては、例へば十萬石ならば内一萬石を知事家祿、九千石を軍資として各半額宛陸海軍資に分ち、海軍資は官に納め、残りの八萬一千石は公廩の入費、士卒の祿に充てることとした。尙其の他功罪に依る祿高の増減及一切の死刑等は朝裁を請ふこと、士族卒は級を付せざること、大参事の内一名は在京して衆議院議員と爲ること、知事は三年に一度滯京三ヶ月朝集に應ずること、毎年歳入出明細書を作成して提出すること、藩債は償還計畫を樹て、償却すること、藩造紙幣は引替の用途を樹てること等を規定した。當時は既に版籍奉還後にあつたと云へ、封建の餘習尙除かれざるときであり、從て本制度は、藩政に對する監督の強化と、其の權限の縮限を圖つたものとして注目すべきものがある。

(三) 府縣官制、縣治條例

明治四年七月十四日には廢藩置縣の詔書が發せられ、藩を廢し縣を置き、地方の行政は府縣の二治に歸した。同日太政官より各藩に對し「今般藩を廢し縣を被置候に付ては追て御沙汰候迄大参事以下是迄通事務取扱可致事」との達を發し、新置の縣には從來の縣主を其の儘知事に任命した。而して明治四年十月二十八日府縣官制を定め曩の職員令中府縣職員に關する部分を改正した。

府縣官制に依れば、府縣には知事又は權知事、参事、權参事の外典事、權典事、大屬以下を置き、典事以下を租稅、庶務、應訟の三課に分ち之が事務を擔當せしめることとした。次て明治四年十一月二日縣知事を縣令と改稱した。

同月二十七日には前述の府縣の大廢合の後を承けて縣治條例を制定した。縣治條例は縣治職制、縣治事務章程、縣治官員並常備金規則より成り制度として稍々纏まつたものであつて、この縣治條例の施行と府縣の廢合とに依つて封建の餘習は全く除かれ、府縣行政は漸く其の輪廓を明にするに至つた感がある。

(四) 府縣職制、事務章程、縣官任期令

明治八年十一月三十日縣治條例を廢し、府縣職制並に事務章程を定めた。府縣職制に於ては、府に知事又は權知事を、縣に令又は權令を置き、憲法典令を遵法し、部内の安寧、部民の保護、徵稅、勸業、教育等の事を掌り、事務章程に據つて章程に掲げる諸件を管理し、互市場あらば併せて其の事務を掌り、更に奏任官の功過を具狀し、判任官以下の任免を專行し、非常の際には鎮臺に稟議して便宜處分し得ることとした。又府縣には參事、權參事一員を置き知事、令を輔佐せしめ、大屬以下を置き之を庶務、勸業、租稅、警保、學務、出納の六課に分ち、知事、令の指令に従つて職務を掌らしめることとした。又府縣事務章程に於ては、曩の縣治事務章程の内容を改正増補し、府知事及縣令の管掌事務にして主務省に稟議して處分すべきものと、其の專決施行すべきものとを區別し、節目を詳記して此等地方官の權限を明確にした。

明治九年七月二十九日には縣官任期令を設け、縣令は一任を十二年、三年を一期とし、初任は權官に任じ、一期を経て正官と爲し、更に一期を経て月俸五十圓を加へ、尙一期を経た

る者は月俸五十圓を加へて勅任官とすること、一期を経て正官たる者は任縣に本籍を定むべきこと、その他知事の任期滿了に依る賞賜金の支給、參事、屬官の勤怠調査及勳賞賜金の支給、或は奏任官の任命、其の俸給の加増には出京を命じ、宣旨を付すること等を規定した。

(五) 府縣官職制、地方官官制

明治十一年七月二十五日太政官達第三十二號を以て府縣官職制を定め、従来の府縣職制及事務章程を廢止した。これに依れば、府縣には府縣知事、縣令の外、大書記官、少書記官(府は大小各一名、縣は内一名)、屬、警部を置き、府知事縣令は、部内の行政事務を總理し、法律及政府の命令を執行し、之が爲必要なるときは其の實施順序を設けて部内に布達し、及適宜處分を許された事件に就ては規則を發布し、又地方稅を徵收して部内の支費に充て、其の豫算決算を府縣會に付し、府縣會を召集し及其の會議の中止を爲し、之に對して議案を發し、其の議決を認可施行し、別に主務省に稟申して處分すべき事項を明にした。

府縣職制は其の後、明治十四年三月十八日太政官達第十六號を以て一部の追加を爲し、監獄事務に關し府縣に典獄以下を置き、監署の事務を掌理せしめ、同明治十四年十一月二十六

日太政官達第九十九號を以て一部の改正を爲し、府縣に警部長を置き警察上一切の事務を調理せしめ、又明治十七年五月二十日太政官達第四十八號を以て一部の増補を爲し、府縣に收税長を置き收税に關する一切の事務を管理せしめることとした。

明治十九年七月十二日勅令第五十四號を以て地方官官制を定めた。現行地方官官制の基本である。これに依れば縣令の名稱を廢止し、府縣共知事とし、府縣には知事の外書記官、收税長、屬、收税屬、典獄、副典獄、書記、看守長、看守副長、其の他警部長、警部及警部補を置き、府縣知事は部内の行政及警察事務に付法令の範圍内に於て一般に府縣令を發することを得、奏任官の功過懲戒を具狀すると共に、判任官以下の進退及懲戒を專行し、非常の場合出兵を請ひ、應中處務細則を設け、其の他内務大臣の認可を経て技術員を採用するの權限等を有することとし、一面知事の發する府縣令にして公益を害し、成規に違ひ、又超權の廉あるものは内務大臣其の他主務大臣に於て之を取消し又は中止することとした。

書記官は二名とし、知事の命を承け部長となり所部の事務を處理することとした。即一般内務事務に付第一部、第二部を置き、書記官をして其の長たらしめ、第一部に於ては議事、稅務、文書、農商其の他庶務に關する事項を掌り、第二部に於ては土木、兵事、學務、監獄、縣知事に於て定めることとした。

(六) 府縣會規則、地方稅規則

明治十一年七月二十二日布告第十七號を以て郡區町村編成法を、同日布告第十八號を以て府縣會規則を、同日布告第十九號を以て地方稅規則を發布した。此の郡區町村編成法、府縣會規則及地方稅規則を世に三新法と謂ふ。當時恰も、明治十年の西南戰役鎮定し、政府の基礎漸く鞏固となると共に、國民の政治に對する關心勃然として起り、民權論漸く旺盛を極めんとするの情勢に在り、將に内政改革斷行のときにあつた。而して右三新法の内府縣會規則と地方稅規則の制定は、從來單なる行政區劃たりし府縣をして、始めて自治體たるの形を備へしめたものであり、實に府縣制制定の基礎を築いたものである。

(1) 府縣會規則 政府は地方に對し地方議會開設に付屢々訓示する所あり、各府縣に於ても其の意を承け早くより此の種組織を設けたのであるが、其の組織權限等に付何等の基準な

く、専ら知事の運用に委ねられてゐた。府縣會規則は地方議會に付ての成文であり、之が議會の組織權限等を明確ならしめ、公議輿論の尊重は一進歩を爲したのであつた。

規則は四章三十五條より成り、第一章總則には府縣會の權限、會議の類別を、第二章選舉には議會の組織及選舉を、第三章議則には表決の方法、議場の秩序を、第四章開閉には召集、會期及議會の解散等を夫々規定した。

これに依れば府縣會は、地方税を以て支辨すべき豫算及其の徵收方法を議定し、前年度の決算報告書を受け、府縣内の利害に付政府に建議し、知事の諮問を審議し、議事細則を議定するの權限を有し、其の會議は通常會と臨時會との二種に別け、議案は總て府知事、縣令より發し、府知事、縣令には内務卿に原案指揮を乞ふことを得せしめた。

府縣會は大小郡區より各五人以下の議員を選び、之を以て組織し、選舉人は滿二十年以上の男子にして其の郡區内に本籍を有し、其の府縣内に於て地租五圓以上を納むる者とし、風癩、白痴者、一年以上の懲役の刑に處せられたる者、身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者を除外した。被選舉人は滿二十五年以上の男子にして、其の府縣内に本籍を定め、滿三年以上住居し、其の府縣内に於て地租十圓以上を納め、且缺格條件に該當せざる者とした。

選舉は郡區長選舉長となりて之を執行し、投票には代人投票を認め、又議員は二年毎の半數改選制とし、議長及副議長の任期は二年とし、議員中事故なくして召集に應ぜざる者は之を退職者とするこゝとした。

會議は半數以上の出席を以て成立し、議事は過半數を以て決し會議は原則として公開、傍聽を許した。通常府縣會は毎年三月に召集、會期は三十日を以て原則とし、臨時會は臨時必要の場合事件を限り召集し、尙會議中國の安寧を害し若は法律又は規則を犯すことありと認むるときは、内務卿は何時たるを問はず議會の解散を命じ得ることゝした。

(2) 地方税規則 税制に付ては、明治元年八月七日太政官布告を以て舊慣に依ることゝし、當時は藩に依り舊慣を異にしたが、大體共通のものとしては地租、小物成、賦役の三種であつた。明治六年七月二十八日太政官布告を以て地租改正條例を制定、明治八年九月八日太政官布告を以て國稅、地方税の區分を明にした。明治十一年七月二十二日制定せられた地方税規則は、従前府縣稅及民費の名を以て徵收した府縣費、區費を改めて地方税とし、地方税の種目、制限率、地方税を以て支辨すべき費用の範圍及會計年度等に付規定した。

即これに依れば地方税は、地租、營業稅、並雜種稅及戶數割とし、地租は本稅の五分ノ

一以內、營業稅並雜種稅の種類及制限は別に定めることとし、之を以て支辨すべき費目は警察費、河港道路堤防橋梁建築修繕費、府縣會費、流行病豫防費、府縣立學校費及小學校補助費、郡區廳舎の建築修繕費、郡區吏員給料旅費及廳中諸費、病院及教育所費、浦役場及難波船諸費、達書及揭示費、勸業費及戸長以下給料及戸長職務取扱費とした。

又年度は七月より翌年六月までとし、府縣知事は二月までに地方税を以て支辨すべき經費の豫算並に地方税徴收の豫算を立て、府縣會の議決を経、非常追加費用の賦課は其の都府縣會の議決を経、夫々内務、大藏兩卿に報告し、其の徴收期限は府縣知事に於て適宜之を定め、決算は内務、大藏兩卿に報告すると共に翌年の通常會の初に於て之を府縣會に報告することとした。府縣財政の基礎は初めて定めらるゝに至つた。

(3) 府縣會規則及地方税規則の改正 府縣會規則は其の後明治十二年四月四日布告第十三號を以て一部を改正し、續いて明治十三年四月八日布告第十五號を以て全文改正を行つた。其の改正の要點は、府縣會は決算報告に付知事の説明を求め、意見あるとき之を内務、大藏兩卿に上申し得ること、故なく不參したる議員の退職決定を行ふこと等の事項の追加であつた。同年十一月五日布告第四十九號に依り再び改正、第五章として常置委員の規定を追加した。

常置委員會の委員は、定數を五人乃至七人、任期を二年とし、議員中より府縣會に於て選任し、其の職務權限として、地方税を以て支辨する事業の執行に付府縣知事の諮問を受け、急施を要する追加豫算を議決し、豫め議案を受け、會議に向つて意見の報告を爲すこと等を規定した。

明治十四年二月十四日布告第四號を以て改正、府縣知事は府縣會の議決を再議に付し得ること、府縣會との間に法律の見解を異にし、權限の争を生じたときは政府の裁定を請ふこと。法律上議決すべき議案を議決せず又議員招集に應ぜざる場合の原案執行等の事項を追加した。明治十五年二月十四日布告第十號及同年十二月二十八日布告第六十八號を以て改正、議員選舉に付定數外の補闕員を増選し、常置委員の選舉に付ても數名の補充員を設け、委員會の議長は委員中より選舉し、府縣會は會期の延長を認めず、臨時會に付ても會期を定め、會期内に議了せざるときは内務卿の認可を得て施行し、會議中國の安寧を害し或は法規を犯すことあるときは内務卿は府縣會を停止し、停止中に於ける議決事項は其の認可に依り施行し、常置委員は豫備金支出に付ても意見を述べ、急施の場合は經費の徴收方法に付ても議決し得ること等を規定した。



尙明治十七年十二月八日布告第二十八號を以て一部の改正を行つたが、此等とは別に明治十三年五月二十七日布告第二十六號を以て重要な市街地は一定の手續を經、地方税の經費を區に係るものと郡に係るものとを區別し得ることとし、明治十四年二月十四日布告第八號を以て區郡部會規則を設けた、所謂三部制である。

地方税規則は明治十三年乃至明治十七年の間に屢々改正された。其の要點を挙げれば、地方税を以て支辨すべき費目中、河港、道路、堤防、橋梁、建築、修繕費を土木費に、府縣立學校費及小學校補助費を教育費及區町村教育費補助費に改め、警察廳舍費、府縣廳舍費、監獄費、監獄舍費、地方税取扱費、豫備費等を追加して其の支辨すべき費目の範圍を擴充し、又繼續費の制度を設け、明治十八年七月以降會計年度を變更して之を四月より三月までとしたこと等であつた。

(七) 府縣會議員選舉規則

明治二十二年二月二十八日法律第六號を以て府縣會議員選舉規則を發布した。これは府縣會規則を基礎法とする府縣會議員選舉の手續を規定したものであつて、議員選舉に付相當

まつた規定としては最初のものである。規則は六十八ヶ條附則二項より成り、選舉人名簿、選舉の執行、投票の效力、選舉取締等の事項に付規定した。選舉人名簿は毎年九月十五日現在に依り區長及戸長之を調製し、十月二十日より十五日間區長に於て之を關係者の縦覽に供し、選舉の執行に付ては、郡區長選舉長となり、投票を正議員と補關員との甲乙二種に分け、記名投票とし、代人投票を禁じ、代書投票を認め、其の他選舉會場の取締、投票の點檢、選舉録の調製、當選者の決定及當選承諾等に付規定した。又選舉取締は九ヶ條より成り罰則には一ヶ年以下の輕禁錮、百圓以下の罰金刑に付規定した。而して同規則は府縣制發布の前年制定せられたものであるが、其の後各府縣が府縣制を施行するに至るまでの間府縣會議員の選舉に適用せられたものである。

四、府縣制の制定

府縣制は明治二十三年五月十七日法律第三十五號を以て公布された。これより先明治二十一年四月二十五日には市制町村制の公布があり、又明治二十二年二月二十一日には憲法が發布せられる等、當時は恰も我國憲政自治の新制度が漸次整備せられんとするの機運にあつた。

府縣制は從來の府縣會規則其他を統合し其の内容に整備改革を施したものであるが、體裁及内容は市制町村制に倣つた所多く、初めて府縣に自治を認め之に人格を附與したものであつた。

本法は六章八條より成り、第一章を總則、第二章を府縣會、第三章を府縣參事會吏員及委員、第四章を府縣の會計、第五章を監督第六章を附則とした。

總則に於ては、府縣の廢置分合及境界變更は法律を以て定め、府縣の境界に涉り郡市町村の境界變更あるときは府縣の境界も亦自ら變更するものとし、此等の場合財産處分の必要あるときは内務大臣之を定むることとした。

府縣會は各郡市に於て選舉したる議員を以て組織し、其の定数は勅令を以て定め、選舉は一般投票に依らず市に於ては市會及市參事會會同し、郡に於ては郡會及郡參事會會同し、此等議員及參事會員の投票に依り被選舉人に付選舉すること、被選舉人は市町村公民にして其の府縣に於て一年以來直接國稅十圓以上を納むる者とした。

府縣會の議決事件は列舉制限主義を採り、其の列舉事項は歲入出豫算、府縣稅の賦課徵收方法、不動産の賣買交換、讓渡讓受質入書入、新なる義務の負擔及權利の棄却、財産の管理

及營造物の維持方法、其他法律命令に依り府縣會の權限に屬する事項の議決及決算報告の認定とした。

府縣會は毎年一回三十日以内の會期を以て秋期に通常會を開き、必要あるときは事件を限り七日以内の會期を以て臨時會を開くことを得、知事之を招集し、議員定數の三分ノ一以上の出席を以て會議の成立を認め、議決は過半數に依ることとし、其他議長副議長の互選、會議の順序及開閉、議場の秩序、會議錄、議事規則及傍聽人取締規則等に付規定した。

府縣參事會は知事の外廳、內高等官、二名及名譽職參事會員八名を以て組織し、名譽職參事會員は四名を郡部議員中より、四名を市部議員中より夫々互選し、廳內高等官は内務大臣之を任命することとした。而して之が職務權限は府縣會より委任を受けたる事項、臨時急施を要する事件、財産の管理及營造物の維持に關し必要なる事項、工事の次第順序其他必要なる事項等の議決、知事及其他の官廳の諮問に對する答申、府縣會議案の下審査、臨時出納検査の施行、其他法律命令に依り其の權限に屬する事務の處理等とした。

府縣の行政は知事之を執行し、府縣會の議決に依り財産又は營造物の管理又は土木工事に必要なる有給の府縣吏員を置き、又府縣會の議決に依り臨時又は常設の名譽職委員を置き府

縣事務の一部を調査せしめ、財産及營造物の一部を管理せしむることを得ることとした。府縣の會計に就ては、府縣有財産及營造物管理の費用、府縣會府縣參事會及委員の費用、府縣吏員の給料退隱料其の他諸給與及從來法律命令若は慣例に依り並に將來法律勅令に依り府縣の負擔と定むる事件の費用は府縣に於て支辨し、府縣の支出は府縣稅其の他府縣の收入を以て之に充つることとし、稅目及其の賦課徵收方法は特別の規定ある場合を除くの外從前の地方稅に關する規定に依ることとした。

歲入出豫算は知事之を調製し、豫め府縣參事會の審査に付し、參事會に意見あらば其の意見を添へて府縣會に提出し、豫備費支出に付ては府縣參事會の議決を要することとし、其の他財務に付ては納稅義務者、強制徵收、府縣稅調查委員の設置、府縣債及一時借入金、繼續費の設定、出納事務、決算の作成及認定、東京、京都、大阪に於ける府稅の分賦等に付規定した。

府縣行政の監督は内務大臣之を行ひ起債又は制限外課稅の認可等に限り内務、大藏兩大臣之が監督に任じた。府縣會又は府縣參事會の議決に付ては公益を害すと認むるときは其の議決の執行を停止し之を再議に付し、猶其の議決を改めざるときは之を内務大臣に具狀して指

揮を乞ひ、又違法越權の議決は府縣知事に於て取消すことを得ることとし、更に法律又は慣行に依り府縣の負擔に屬する行政上若は公益上必要の費用を否決し又は議決すと雖必要の給需を缺くとき、議決すべき議案を議決せず、又告知事件にして會期内に議了せず緊急を要するときは内務大臣に對し原案執行の指揮を請ふことを得せしめ、尙内務大臣は府縣歲入出豫算中不適當の支出と認むるもの、當該府縣の資力に比し不急の支出と認むるものは其の費用を削除若は減殺することを得ることとした。又府縣會の解散は勅令を以てし改選に至るまでの間急施を要するものあるときは知事之を專決處分することを得ることとし、其の他訴願訴訟の提起及報告、大臣の認可事項、内務大臣の行政監査等の事項に付規定した。

而してこの府縣制は郡制市制を施行したる各府縣に施行し、其の施行の時期は府縣知事の具狀に依り内務大臣之を定むることとした。各府縣の府縣制施行期日は左の通りである。其の施行期日は府縣に依り遅速があり、其の間相當期間的な距離がある譯であるが、施行の遅れた府縣は郡の廢合問題の爲郡制施行の遅れた向であり、之に反し施行の速なる縣は郡の廢合も必要とせず郡制施行が圓滑に運んだ向である。沖繩縣は從來開化遅れ、住民の負擔力乏しく、府縣會規則及地方稅規則等の適用なく、其の行政費は専ら國庫に依存し、郡制の如き

も施行に至らなかつたが、其の後内外の事情の變化と、殊に地方行政の著しい進歩と關係住民の熱意とに依つて初めて施行を見るに至つたのである。

各府縣ニ於ケル府縣制施行期日

青森縣	明治二十四年八月一日	神奈川縣	同
山形縣	同	新潟縣	同
秋田縣	同	富山縣	同
岩手縣	明治三十年七月一日	石川縣	同
宮城縣	明治二十七年七月一日	福井縣	同
福島縣	明治三十一年二月一日	山梨縣	同
茨城縣	明治二十九年十月一日	長野縣	同
栃木縣	明治三十年十月一日	岐阜縣	同
群馬縣	明治三十年四月一日	靜岡縣	同
埼玉縣	同	愛知縣	同
千葉縣	明治三十年十月一日	三重縣	同
東京府	明治三十二年七月一日	滋賀縣	同
京都府	明治三十二年七月一日	香川縣	同
大阪府	同	愛媛縣	同
兵庫縣	同	高知縣	同
奈良縣	明治三十一年三月一日	福岡縣	同

和歌山縣	明治三十一年九月一日	大分縣	明治二十四年八月一日
鳥取縣	明治三十年四月一日	佐賀縣	明治三十年九月一日
島根縣	明治三十一年四月一日	長崎縣	同
岡山縣	明治三十二年七月一日	熊本縣	同
廣島縣	同	鹿兒島縣	同
山口縣	明治三十年四月一日	宮崎縣	同
徳島縣	明治二十四年九月一日	鹿兒島縣	同
備考	北海道は明治三十四年四月一日北海道會法及北海道地方費法施行	沖繩縣	明治四十二年四月一日

## 第二 府縣制々定後現在まで

## 一、府縣制の沿革

府縣制が發布されてから今日に至るまでの府縣制改正の變遷を概観すれば、其の制定に當つて實情に照し綿密に規定を設けたにも拘らず、之を實施して見ると立法の際期待した所と反した思はざりし不備欠陥が現はれたりしたので其の改善に努めた時代、(明治二十五年、明治三十二年、明治四十一年、大正三年の改正)次に選舉權の擴張乃至は自治權の擴充が要望された時代(大正十一年の第一次選舉權の擴張に次て大正十五年に普選が斷行され、昭和四年に地方分權の趣旨を以て自治權擴充さる)。更に漸く選舉界肅正の要望世上に高まり、又地方自治體住民の公共的精神の緊張の要が痛感され、之が爲に適當な改正の試みられんとする時代と云ふやうな段階を経來つて居ると思はれる。

(一) 明治二十五年の改正 曩には縣會の三部制に就て述べたが、明治二十三年の府縣制では三府にのみ之を認め他の縣には認めない事としたのであるが、從來實施し來つた縣は其の存續を強く要望し第三議會に議員提出法律案を以て現に三部制を實施しつゝある縣では府縣制實施後も仍之を存續し得ることに府縣制が改正され、明治二十五年公布された。因に三部制は三府の外に神奈川、兵庫、愛知、廣島の諸縣に施行されたが、大正十四年に大阪府が之を廢したのを始めとし、次第に廢止されて現在は兵庫縣及愛知縣に之を存するのみとなつた。

(二) 明治三十二年の府縣制全部改正 從來府縣會議員は郡、市會で選舉する復選の制が採用され郡會議員は町、村會で選舉する復選に依る議員と大地主が互選する議員とより成つて居た。此の復選制及大地主の互選の制度は實施と共に之を否とする論が盛んであつて、第一議會に於て府縣制及郡制の實施は當分之を延期すべしとする議員提出の法律案が提出され成立はしなかつたが甚だ喧しいものがあつた。次で第三議會には府縣制及郡制の全部改正案が議員より提案され之亦其の通過は見なかつた。爾來右の様な法案が屢々提出される様な狀況であつた。其の弊害論と云ふのは府縣會議員又は郡會議員選舉は結局市町村會議員の選舉の結果如何に掛り、自派の市町村會議員を多數得たもの、勝利となる爲に、自然に市町村會議員の選舉に競争が激甚となり、延ては市町村自治の發達が害されると云ふに在つた。

叙上の様に府縣制及郡制の實施の結果生じた一面の弊が相當著しくなつた状態に鑑み、政府は第十三議會（明治三十二年）に府縣制及郡制の全部改正の法律案を提案した。時の内閣は第二次山縣内閣で内務大臣は西郷侯爵であつた。嘗て市制町村制を始め府縣制、郡制の劃期的自治制度の制定に當つた。山縣公が再び府縣制の全部改正に當られたのである。此の府縣制及郡制の改正法案が衆議院を通過し貴族院に上程される日、山縣總理は特に、府縣制及郡制の制定趣意より説き起し其の改正を要するに至つた事由に付て心情を吐露せる演説をされ深き感銘を與へた。改正の要點及趣旨は其の演説に盡きて居るので茲に之を記することとする。

「郡制府縣制改正法案に附きまして一言陳述致して置きたく存じます。此の府縣制郡制は曩に本大臣が乏しきを内務に承けて居りました節に調査制定に従事致しました故に當時其の制定になりました旨趣の大略並に今回改正致しまする主意の概要を併せて陳述致しまして諸君の清聽を煩はそうと存じます。抑々明治二十一年市制町村制を制定發布致されました次で又二十三年に至りまして郡制府縣制を發布致されました、此の法律案を發布致されましたのは地方自治及分權の原則を實施し府縣郡市町村を以て三階級の自治團體と爲して國家の基礎を鞏固ならしむるの主意でありまして、第一に市制町村制に依りまして

市町村をして常に中央政界の波瀾の外に立たしめ且市町村人民をして常に中央政界の波動を市町村にまで及し國家全體の進運を阻害することなきやうに致すと云ふ精神であります、第二には府縣制郡制及市町村制に依りまして府縣郡市町村の三階級の自治體となりまして國家統治上必要なる即ち國の行政上官府の自ら處分すべきものを除くの外は地方自治體に分任致したのであります、而して地方人民をして地方自治の責任を負はしめ且地方の公務に熟達せしむると云ふ目的であります、是は憲法を實施せらるるに當りましては國家永遠の長計を樹つることに於て最も必要のことと認めまして當時政府は此の法律を實施するに盡瘁せられた譯であります。然るに右地方制度の改革は憲法實施の時期に甚だ切迫致して居りました爲に施行日尙淺うございました故に此の法律の運用を地方人民が慣熟するに至らざる中に早くも黨争の弊を蒙りまして往々選舉に關して競争の具たるに至りましたのは實に遺憾至極に存じます。偕て地方制度改正の議は衆議院に於きまして之が改正案の提出を見ること既に數度に及んで居ります政府は之を數年の成績に徴しまして其の缺點と認むる所又は現行法規中規定の精密を缺きたる所を補ふために改正するの必要を認めまして本回の議院に提出致しましたのであります。其の改正中最重要なることを申せば第一に郡制中に於きましては大地主を廢しすること第二には郡制府縣制に於きましては復選制を廢するの二點であります。此の大地主及復選制を廢することは本制實施以來の狀況に照して見まするに、黨争の弊は立法者の豫想の外に出で豫期の効果を收むる事が出来ませんであります故に今日の現

狀を以て利害を攻究致しまするに寧ろ之を廢する方が宜しいと云ふ考へであります。抑々大地主に特權を與へられた譯は郡内に於て獨り名望を爲するのみならず郡の費用を多く負擔し又は郡内の事業に就きましても著しき成績を見るであらう、且つ郡の公益になるであらうと云ふ考へでありました。然るに郡制の制定が憾むらくは時期に遅れたために早くも黨争の弊を蒙りまして選舉に際し、往々黨争の具たるの有様に立至りました。加之之を本制々定以來十年の間の成績に照して見まするに時勢の變遷に伴ひまして大地主必ずしも郡内の名望家と云ふ譯ではありませぬ故に折角豫想の效果を見るであらうと云ふことに反しまして却つて弊があると云ふ譯であります故に寧ろ之を廢するが宜しいと云ふ考へであります。是に次で復選制のことでありす。此の復選制は其の選舉人が知識經驗を有する人でありす且つ又選舉の手續至つて簡便であります故に本制を定められたのであります。即ち直接選舉の通弊である所の選舉の際徒に時と費用とを費し又は多數の入民をして混雜騷擾に陥る如きことなからしめ自治制度の弊を防ぐであらうと全く信じて居つた譯であります。然るに其の結果は是れ亦豫想の外に出でまして此の復選制に依りますると云ふと府縣會議員郡會議員の選舉に關する勝敗は一に市町村會議員の選舉に係りますから競争の熱度は層一層高まり來つて市町村が此の集中點と相成りましたと云ふ情況に立至りました故に此の競争の熱度は延いては市町村自治の行政に波及致しまして市町村自治制度の發達を害する

に立至つたと云ふ譯であります。畢竟本制度の施行の時機に遅れたために斯る弊害を蒙つたことに基因することと存じます故に今日の情況を以て見ますれば復選制を存して置きますときは益々選舉競争の熱度を高めます故に之を廢止することは實に已むを得ざることと存じます。右の二點は地方制度中頗る重要なことに屬しまして地方自治制度の弊害を除き將來地方自治制度の發達を圖るために已むを得ないことであります。どうぞ諸君に於かれましても御賛成のあらん事を希望致します」

斯くして改正法案は兩院を通過して明治三十二年三月法律第六十四號を以て公布された。之れが即ち現在の府縣制である。改正された主なる點は

(1) 復選の制を廢し直接選舉制とす。府縣會議員選舉を郡市會で選舉する復選の制を廢して、選舉資格を定め其の直接選舉とすることに改めた。而して選舉資格は市町村公民で直接國稅三圓以上を納むる者とされた。(市町村公民の納稅要件は地租を納め又は直接國稅二圓以上を納むる者である)

(2) 半數改選を全部改選とす。從來府縣會議員は二年毎に半數宛改選することになつて居た。之は半數位慣れた議員が在ることが必要であると云ふのであつたが、最早制度にも慣れて來たので其の要なきのみならず、寧ろ全部一齊に改選することに依つて議會の空

氣を一新するに如かずとして全部改選することに改められた。

(3) 其の他。(イ)府縣の法人たることの明文を設け、(ロ)府縣會の開期を秋期と云ふのを一年一回とし、(ハ)縣の參事會員の數を増して六名とし、(府は其の儘)(ニ)知事は府縣會の停會を命ずることを得ることとし、(ホ)府縣吏員を置く範圍を廣め、(ヘ)新に府縣出納吏を置き、(ト)府縣稅納付に關する規定を整備し、(チ)府縣の營造物に付て使用料を徵收し得ることとし、(リ)主務大臣の許可を受くる事項を整理する等全般に亘り規定の整備を行つた。

(三) 明治四十一年の改正 本改正は沖繩縣に府縣制を施行する爲めの改正である。沖繩縣は他の府縣に遅れて明治十二年に琉球藩を廢し沖繩縣が置かれ、他の府縣とは事情を異にした爲め府縣會規則も施行されず舊來の制度が踏襲され、府縣制も久しく施行を見なかつたのであるが次第に制度も整ひ府縣制を施行し得る様になつて來た。然し乍ら地勢等の事情より其の儘は施行し得ないので、必要な特例を設くる爲府縣制の一部改正を行つた。其の特例は縣參事會を置かず、縣會議員被選舉權の納稅要件を低くし、縣會の招集、縣會議員選舉の告示等に關する期間を延長する等であるが、大正九年に其の大部分が廢され今日に於ては期間に關する特例を存するのみである。

(四) 大正三年の改正 府縣會の役員選舉の方法は一名宛選舉を行ひ有效投票の過半數を得たる者を以て當選者とし、過半數を得たる者なき場合は最多數を得たる者二名を取り決選投票を以て當選者を定めるを原則とし、場合に依つては議決を以て指名推薦若は連名投票に依ることが出来ることになつて居たが、此の方法に依ると何時も多數黨が獨占することになり、多數黨と少數黨との紛議が之に依つて醸される事が多くなり、又府縣參事會の任期は四年であつたが實際は一年交替或は二年交替が行はれ交替の度毎に争を生ずると云ふ狀況であつて、選舉方法を改善すべしと云ふ論議が行はれる様になつた。

明治四十四年市制町村制の全部改正が行はれた結果は其の趣旨を府縣制に取り入るゝ必要のあるものがあり、又前述の如き狀況に鑑み且つは又實際の衝に當る地方長官よりも之等に付て改正の要望もあつたので政府は第三十一議會に府縣制中一部改正法律案を提出して兩院の議を経て大正三年四月法律第三十五號を以て府縣制中改正法律の公布を見た。

此の改正は府縣會に於ける多數黨、少數黨間の争を防止せん事を主眼としたもので其の主なる點を擧ぐれば



(1) 参事會員の定數を増加し、役員選舉の方法を改正す。從來府縣名譽職参事會員は、府が八名、縣が六名であつたのを、府を十名、縣を七名に増員すると共に議員の任期と同一であつた名譽職参事會員の任期を毎年選舉とし、府縣會に於ける役員選舉に付て從來の連名投票の法を廢した。

(2) 府縣會の會議に關する規定を整備す。(イ)議長副議長共に故障あるときの假議長選舉の方法を新に定め、(ロ)府縣會開會中議員に對し其の日の會議開會の請求を認め、(ハ)議員の請求に依り會議を開きたる場合又は議員中異議ある時は議長は會議の議決に依るに非ざれば會議を中止又は閉會することを得ざることとする等多數黨、少數黨間の軋轢を防止する爲め會議に關する規定を整備した。

(3) 選舉に關する規定を整備す。(イ)府縣會議員選舉投票の際に選舉人が投票箱に捺印する手續を廢し、(ロ)府縣會議員の當選者たるには一定數以上の得票あることを要することとし、(ハ)議員に缺員を生じたる場合は三ヶ月以内に選舉を行ふこととし、(ニ)總選舉の場合の議員の任期を選舉の日より起算することとする等議員選舉に關する規定を整備した。

(4) 府縣組合の制を設く。從來府縣の聯合組織を認めなかつたのであるが、新に府縣組合の制度を設けた。

(五) 郡制の廢止 府縣、郡、町村の三段階となすことを以て地方組織の理想とし、先づ市制、町村制が定められ次で府縣制、郡制が制定されることになつたのであるが、郡を地方自治體とすることの可否に付ては郡制々定の際既に論議があり、其の實施後も幾何もなく廢止論が擡頭する様になつて幾度か廢止法律案が議會に提出されたのであるが、第二十二議會(明治三十九年)には政府より廢止法律案が提出され貴族院で審議未了になり、次で翌年第二十三議會(明治四十年)に再び政府より提出されたが賛否の論喧しく通過を見なかつた。當時郡制廢止問題は政界の暗礁であることさへ云はれ其の後幾度か議會の論議に上つたのであるが政府より提案を見なかつた。其の後大正十年に時の原内閣に依つて郡制廢止法律案が提出され、兩院を通過し同年四月法律第六十三號を以て公布された。政界年來の懸案は茲に解決を見て大正十二年四月一日を以て郡なる自治體は廢止の運命に逢着したのである。而して從來の郡の事業は其の大小に應じて府縣及町村に歸屬せしめられた。

斯くして我が國の地方組織は府縣及市町村の二段階となり、郡は單に國の行政區劃となり

郡制實施前の舊に復したのであるが、次で大正十五年七月一日から郡役所が廢されて地理的名稱を存するに過ぎざることとなつた。

(六) 大正十一年の改正 地方制度從來の改正は概ね其の實績に稽へ、制度の整備改善を行ふことに意が注がれて來たのであるが、夫が一段落してからは自治權の擴充と云ふ積極的方向に論議の發展を見る様になつて來た。

衆議院議員の選舉權の納稅要件は、明治三十三年に直接國稅十五圓から十圓に、大正八年に之を三圓に低下され、選舉權の擴張が行はれたのであるが、地方議會議員選舉權は未だ一回も擴張されて居らなかつた。衆議院議員選舉權に付ては更に進んで普選論が世上喧しくなり、其の前提として、憲政に對する國民の訓練の爲め先づ市制町村制が施かれた例にならつて地方議會に先に普選を實施すべしとする論も唱へられる様な状態となつて來た。

敘上の如き状態に鑑み政府は漸を以て進む方針の下に、地方議會議員の選舉權の擴張を主とする府縣制、市制、町村制等の改正法案を第四十四議會(大正十年)に提出し、市制町村制は兩院を通過したが府縣制は遂に審議未了となつたので、翌年再び提出し兩院を通過し大正十一年四月法律第五十五號を以て公布を見た。

改正の中心問題は云ふ迄もなく選舉權及被選舉權の擴張であつて其の内容は次の如くである。

- (1) 選舉權を擴張す。從來府縣會議員選舉權は市町村公民にして、直接國稅三圓以上を納むる者とあつたのを、直接國稅を納むる者とした。之に依つて當時二百七十四萬餘人の有権者は一舉五百三十四萬餘人に増加し約二倍となつた。尙市制町村制に於ける公民の納稅要件も從來地租若は、直接國稅二圓以上となつて居たのを市町村稅を納むる者とした。又府縣會議員の選舉權に關し議會に於て、選舉權の納稅要件に就て衆議院議員選舉權には直接國稅が、市町村公民權に付ては市町村稅が採られて居る振合上、府縣會議員選舉權に付ては府縣稅を採るべしと論議が行はれたが採用されるには至らなかつた。
- (2) 被選舉權を擴張す。從來府縣會議員被選舉權に付ては選舉權に比し嚴しい制限があつた。即ち選舉權の納稅要件は直接國稅三圓以上であるに對し、被選舉權は十圓以上となつて居たのであるが、之を今回の改正に依つて選舉權と同一とした。然し乍ら神官、僧侶其の他諸宗教師及小學校教員には尙被選舉權を認めなかつた。此の點に付て被選舉權を認むべしとする論が相當有力に行はれて居つたのである。

選舉權及被選舉權の擴張の外に改正された主なる事項は次の通りである。

- (1) 選舉區。從來郡及市が選舉區とされて居たのであるが、選舉權を擴張し選舉人が増加したので郡、市の區域を分つて數選舉區とする事を得ることゝした。
- (2) 事務簡捷を圖りたる事項。(イ)從來中央の許可を要することになつて居た委員の設置、手数料の新設増額等に關し許可を要せざることゝし、(ロ)府縣知事の職權に屬する事務の一部を部下の官吏吏員に委任し得ることゝする等事務の簡捷を圖つた。
- (3) 其他。府縣會に提案する議案は必ず府縣參事會に於て豫め審査する事になつて居たのであるが、府縣參事會が之に對し意見を述べない場合は、知事は直に府縣會に提案出来る事とするの外選舉に關する手續の改正が行はれた。

(七) 衆議院議員選舉法の改正(普選の斷行) 中央及地方議會の議員選舉權の納稅要件の沿革は、衆議院議員選舉權に付ては明治三十三年に直接國稅十五圓から十圓に、大正八年に之を三圓に低下し、府縣會議員選舉權に付ては、大正十一年に直接國稅三圓を單に直接國稅を納むる者とし、市町村公民權に付ては、大正十年に地租を納め直接國稅二圓以上納むる者を市町村稅を納むる者とし、何れも漸を追つて擴張されて來たのであるが、立憲政治乃

至は公民自治の理想は斯くの如き制限を撤廢し、普通、平等、直接、秘密の選舉權に在ると云ふ論議は既に久しく議會開設當時より擡頭して、第十六議會(明治三十五年)に始めて議員より普選法案が提出されたが委員會に於て否決され、其の後明治三十八年以來四十四年迄連年法案の提出があり、明治四十四年には衆議院を通過したが、貴族院の反對に依り否決され、其の後大正八年憲法發布三十年記念日に日比谷公園に於て普選斷行の大示威運動があり、之が導火線となつて再び勢を盛返し、爾來幾多の迂餘曲折を経て加藤高明を總理大臣とする護憲内閣が大正十三年に成立するに及び、先づ衆議院議員選舉に付て普選制を採用することになつて第五十議會(大正十四年)に衆議院選舉法改正法律案が提案され遂に兩院を通過して大正十四年五月法律第四十七號を以て公布された。

(八) 大正十五年の改正 敍上の如く衆議院議員選舉法が改正され普選制が採用されたが此の政治的理想は取りも直さず地方議會議員選舉の理想でもある譯で、政府は地方制度に付ても普選を採用するの必要を認め、府縣制、市制町村制等の改正法案を提出した。其の提案理由の説明に「時勢ノ進運ニ伴ヒ國民ノ政治的思想モ亦著シク發達シ、殊ニ地方行政ニ於テモ自治制施行以來數十年ノ訓練ト經驗トヲ積ミ、其ノ發達洵ニ顯著ナルモノアリ、依テ政府

ハ此ノ際市制町村制府縣制等ノ地方制度ニ關スル諸法律ヲ改正シ、益々公民自治ノ途ヲ廣メ又地方自治權ノ擴張ヲ圖ル等以テ制度ノ整備ヲ期セントス。

而シテ今回提出セル地方制度ニ關スル各種改正法律案ノ内容ニ付其ノ主ナルモノヲ要約スレバ

(一) 地方議會ノ選舉權及被選舉權ノ擴張

(二) 選舉方法ノ改善

(三) 自治機關ノ整齊

(四) 地方自治權ノ擴張

等ニ歸ス」とあり、併せて自治權ノ擴張が圖られた。而して議會に於ては若干の修正はあつたが何れも兩院を通過し大正十五年六月公布された。

府縣制の改正された主なる點は提案理由の如く四項目に歸し、其の内容は次の通りである。

(1) 選舉權及被選舉權を擴張す。市町村公民權に付て從來の納稅要件が廢され、市町村公民にして市町村會議員選舉權及被選舉權を有する者は同時に府縣會議員の選舉權及被選舉權を有することゝす。此の結果選舉有權者の數は五百二十九萬餘人から千二百五十

餘萬人となつた。

(2) 選舉方法を改善す。選舉方法に付ては、選舉の公正と的確とを期する爲に種々なる改正が行はれた。即ち

(イ) 選舉區。從來府縣會議員の選舉區は郡市の區域に依るを原則とし、場合に依つては之を數選舉區に分ち得ることになつて居たが、郡市の區域を數選舉區に分つことは實際に徴し適當でないのて、之を廢した。

(ロ) 選舉人名簿。從來府縣會議員選舉權と市町村會議員選舉權とは異つて居たので選舉人名簿も別々に作られて居たが、今回の改正で同一となつたので府縣會議員選舉には市町村會議員選舉人名簿を使用する(公民總會の村のみは府縣會議員選舉人名簿を特にする)ことゝした。

(ハ) 議員候補者制度等。衆議院議員選舉法の例にならひ、新に府縣會議員選舉に付て議員候補者制度を設けた。其の他選舉運動、選舉運動の費用、選舉運動の爲に公立學校等の設備使用及び罰則に關し衆議院議員選舉法を準用する規定を設けた。

(ニ) 其の他點字投票及假投票の制を設けた。

(3) 自治機關を整齊す。府縣參事會員は從來毎年選舉となつて居たが、任期餘りに短きに過ぎるので隔年選舉に改めた。又從來知事が府縣會に議案を提出するには豫め府縣參事會で審査することに定められて居たが、實際と效果乏しきのみならず却つて事務澁滞の因となると云ふので之を廢した。

(4) 地方自治權を擴張す。府縣に對する監督は漸次に緩和されて來たが、更に許可、認可事項を整理して府縣自治權の擴張を爲すと共に事務簡捷を圖つた。

(九) 昭和四年の改正 昭和二年六月十五日「行政制度ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル」爲内閣總理大臣を會長とし、國務大臣、内閣書記官長、法制局長官及學識經驗者を委員とする行政制度審議會が設けられ、中央、地方の行政組織、文官制度及其他の行政制度に關する重要事項が審議され、地方行政に付ては當時論議の喧しかった地方分權の問題が採り上げられ、其の要綱の決定を見た。其の道府縣に關する事項は次の通りである。

地方分權ニ關スル行政制度審議會決定事項

左ノ要綱ニ依リ地方自治體ノ自治權擴充ヲ行フモノトス

甲 道府縣ニ關スル事項

- 一 府縣ニ自治法規ノ制定權ヲ認ムルコト
- 二 府縣會ニ對シテモ議員相當數ノ賛成アル場合ニ於テハ府縣會ノ招集請求權ヲ認ムルコト
- 三 府縣會ノ會期ハ府縣知事必要アリト認ムルトキハ三日以内延長シ得シムルコト
- 四 府縣會議員ニ對シ相當ノ制限ノ下ニ府縣會ニ於ケル議案ヲ發案スルノ權ヲ認ムルコト  
臨時府縣會ニ於テモ急施ヲ要スル事件ニ付テハ前項ニ準ジ府縣會議員ニ發案權ヲ認ムルコト
- 五 府縣會ノ議決權限ハ相當之ヲ擴張スルコト
- 六 府縣會及府縣參事會ヲシテ府縣ノ公益ニ關スル事件ニ付主務官廳ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得シムルコト
- 七 所謂原案執行權ハ特ニ必要ナルモノヲ除クノ外之ヲ認メサルコト
- 八 府縣知事ノ府縣會停會權ヲ廢スルコト
- 九 府縣會ノ權限ニ屬スル事項ハ其ノ議決ニ依リ府縣知事ニ於テ專決處分セシメ得ルコトトスルコト
- 十 國有ノ土地、家屋、物件（公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノヲ除ク）ニ相當交付金ヲ交付スルコト
- 十一 府縣債ニ付不要許可ノ範圍ヲ擴張スルコト
- 十二 府縣ノ徵收スル使用料ハ特ニ主務大臣ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ必要トスルモノヲ除クノ外之ヲ不要許可トスルコト

十三 内務大臣ノ府縣豫算削減權ヲ廢スルコト

十四 北海道ニ關シテ、北海道制ヲ制定シ府縣制ニ準シテ處置スルコト

大正十五年に普通選挙の採用及自治權の擴張と云ふ點を主眼とした劃期的の改正が行はれたのであつたが、其の後の自治運營の實際に照し一層自治權の擴張を圖つて普選實施をして意義あらしめると共に地方自治の理想の徹底に進むべしと云ふ論が盛んに唱へられ、敍上の如く地方分權問題が行政制度審議會に採り上げられ審議の結果要綱の決定を見たので、政府は其の要綱に基いて各地方制度の改正法律案を第五十四議會(昭和三年)に提案すべく準備が進められたが衆議院が解散され提案を見なかつた。次で翌年第五十六議會に提案し幾多の曲折を経て兩院を通過したが、相當修正が加へられる所があつた。即ち提案された地方制度改正の諸法案は云ふ迄もなく地方分權を目的とするもので其の特色を爲すものとして、多年の懸案たりし地租及營業收益税の地方移讓に關する法案が地方分權の趣旨を以て同時に提案され、而も従來は地方税に關する法制と地方制度の基本に關する法制とが別個に構成されて居たのを、地方制度の法制に課税の基本的規定を設け地方税法は之を承けて定むる立前としたことである。然し乍ら兩税移讓問題は議會に於て波瀾重疊を極め衆議院は兎も角も通過

したが貴族院に於ては會期切迫し遂に議了困難なるを以て審議を休止する旨宣言し、審議未了に終ることが明となつた。茲に於て地方制度に關する法律に定めた兩税移讓に關する條項を削除し地方制度の改正法案のみ成立せしむべしとの論と、必ず兩税移讓を伴はしむべしとする論とがあつたが、結局地方制度改正法律案より兩税移讓に關する條項を削除して成立した。斯くして改正法律は昭和四年四月公布された。府縣制の改正された主なるものを擧ぐれば次の通りである。

- (1) 府縣條例制定權を認む。新に府縣條例(自治法規)の制定權を認めた。
- (2) 議員の臨時府縣會の招集請求を認む。従來市町村會議員に對しては市町村會の招集請求權を認められて居たが、府縣會議員に對しては今回初めて臨時府縣會の招集請求權を認めた。
- (3) 議員の議案發案權を認む。従來府縣會議員又は府縣參事會員に對し議案の發案權を認められず理事者に專屬して居たが、今回新に豫算を除く以外の府縣會又は府縣參事會の議決すべき事件に付て府縣會議員又は府縣參事會員に對し發案權を認めた。
- (4) 原案執行權を制限す。従來府縣會又は府縣參事會の議決に對し府縣知事が内務大臣に

具狀し指揮を受くる場合は、(イ)府縣會又は府縣參事會の議決公益に害ありと認むるとき、(ロ)府縣の收支に關し不當の議決を爲したるとき等であつたが、之を(イ)に付ては明に公益を害すと認むるとき、(ロ)に付ては收支に關し執行すること能はざるものありと認むるとき等とし所謂原案執行權に制限を加へた。

(5) 府縣知事の議決取消を制限す。從來府縣會又は府縣參事會の議決又は選舉が府縣知事に於て違法又は越權と認むるときは直に之を取消すことを得ることとなつて居たのを、特別の事情のなき限りは一旦之を再議に付し尙改めざることに限り取消すことを得ることとし府縣知事の取消權に制限を加へた。

(6) 府縣知事の府縣會停會權を廢止す。從來府縣知事の有した府縣會の停會權を廢した。

(7) 内務大臣の府縣豫算削減權を廢止す。從來府豫算中内務大臣に於て不當と認むるものは之を削減することを得ることとなつて居たのを廢した。

(8) 府縣行政に關する要許可事項を整理す。府縣行政に關する監督官廳の要許可事項を努めて整理した。

(9) 其他。右の外府縣會又は府縣參事會の權限に屬する事項を其の議決を以て府縣知事に委任し得る事とする等の改正を行つた。

(十) 昭和十年の改正。普通選舉は廣く大衆に選舉權を開放して政治の理想を遂げ、一面選舉界の情弊を芟除する大いなる期待がかけて居たのであるが、昭和三年に執行された普選第一回の衆議院議員總選舉の實際は、此の期待を裏切ること大なるものがあつたのである。選舉費用の増嵩——所謂買收費の巨額なると及選舉干渉の甚しきこと之である。斯くて朝野は普選に對する希待の大きかつた丈に其の失望の色も濃く、早くも選舉法を改正すべしとの論を生ずるに至り、昭和五年濱口内閣の時選舉革正審議會が設けられて、審議の結果詳細なる選舉革正に關する意見が政府に答申されたのであるが、遂に議會に提出するの運びに至らず、次で犬養内閣を経て、五・一五事件後齋藤内閣成立するに及び、同内閣は政界の淨化刷新を其の使命の一として選舉法の改正に着手し法制審議會の審議に付し、審議會は昭和七年十一月次の四項目に亘る改正要綱を答申した。

第一、投票買收防止ニ關スル事項  
第二、選舉運動費用ノ減少ニ關スル事項  
第三、選舉干渉防止ニ關スル事項  
第四、其ノ他制度ノ改正ニ關スル事項

註 第二に於ては選舉運動は公營を以て原則とすることを提言した。

政府は此の要綱に基いて第六十四議會(昭和八年)に衆議院議員選舉法中改正法律案を提案したが衆議院に於て審議未了となつた。次で第六十五議會に多少の改案を爲して再度提案し兩院の通過を見た。改正の主眼は選舉の公營及罰則の強化等に依り選舉の肅正を期せんとするにあるので、法制制度審議會の答申を基礎とするものであつた。

選舉界に纏綿する情弊は獨り衆議院議員選舉のみならず地方議會議員の選舉も亦其の例に洩れないのであるから選舉の革正、選舉に關する弊害の除去を目的とする衆議院議員選舉法の改正と同様の措置は地方議會議員の選舉にも講ずる要あるのみならず、地方自治體に付ては住民の公共的精神の弛緩が指摘され之等の對策をも講ずるの要あるに鑑み政府は翌年第十六議會に地方制度の改正法律案を提出し兩院の議を経て昭和十年七月關係法律の公布を見た。府縣制の改正された主なる點は

(1) 衆議院議員選舉法改正に照應する事項

- (イ) 容易に投票所を増設し得ることとす。
- (ロ) 議員又は當選者に欠缺を生じた場合の次點者繰上期間を延長する。
- (ハ) 所謂連座訴訟手續を衆議院議員選舉法と同様とす。

(二) 衆議院議員選舉法罰則を準用する規定を整備す。

(2) 衆議院議員選舉法改正と關係なき事項

- (イ) 所謂不在者投票の制度を採用す。
- (ロ) 少選舉區の合區の途を拓く。
- (ハ) 租稅滯納處分中は府縣會議員の被選舉權を有せざることとす。此の政府提出の原案は租稅滯納處分中の者は市町村公民權を停止し此の結果府縣會議員の選舉權及被選舉權を有しない事となつて居たが、議會に於て市町村公民權に付ては單に「名譽職ニ就クコトヲ得ズ」とし、府縣制に於ては「被選舉權ヲ有セズ」と修正されたのである。
- (ニ) 臨時會の會期は原則たる七日より短き會期とすることを得ることとす。

等であつて、今回の改正は従來自治權の擴充に進み來つた方向とはやゝ異つた途を示して居ると見られる。

二、府縣稅に關する制度

府縣自治に關する基本は云ふ迄もなく府縣制であるが、府縣稅制に關しては別な基本を有する。府縣制制定當時の府縣稅制の基本は明治十三年に太政官布告を以て定められた地方稅規則等であつて之れが、明治四十一年の「地方稅制限ニ關スル法律」及大正十五年の「地方稅ニ關スル法律」の二本立てとなる迄續いた。



地方税制に關する改正は、府縣事業の發展に依る財政需用に應じ、之に對し財源を付與すると云ふ線に沿つて爲され、而して財源の付與は概ね全國一率に税の種類及課税の制限を設け、之を或は嚴にし或は緩和する形に於て爲された。然し乍ら富の都市集中の傾向は漸く甚だしく、地方負擔の過重を來たし、其の緩和を圖ることが重大問題となつたので、茲に於て臨時地方財政補助金の如き制度が採られることになつたのであるが、以下此等に於ての變遷の概要を述ぶることとする。

(一) 府縣制發布當時の府縣税 明治二十三年に府縣制の制定を見たが、府縣税目及賦課徴收の方法に付ては府縣制に於ては「此ノ法律ニ依り變更シタルモノヲ除クノ外從前ノ地方税ニ關スル規定ニ依ル」と定め府縣制では

- (1) 從來「地方税」と稱せしを「府縣税」とし、
- (2) 東京、京都、大阪の三府には府の經濟を市部、郡部及連帶に分つ三部制を認めたとす。市は之を市税として徴收の上府に納付することとし(明治二十五年に三府の外從來三部制を實施し來つた縣も府縣制施行後三府同様引續き之を認め且つ市に分賦する制も準用することに府縣制の改正を見たこと前述の通りである。

(3) 府縣税として新に戸數割を賦課せざる地に家屋税を賦課し得ることとする

等の外は從來の地方税規則等に基く舊制が其の儘繼承された。當時の府縣税としては、國稅附加税として地租附加税、府縣獨立税として營業税、雜種税、戸數割及家屋税があつた。

(二) 日清戰役後の府縣税 日清戰役後の國家歲計の膨脹の爲租税の増徴を要することとなり、明治二十九年に營業税法が制定され、府縣稅營業税の中一定標準以上のものには國稅たる營業税が賦課されることになり、府縣は之に對し十分の二以内の附加税が認められた。次で地方費の膨脹著しいものあるに鑑み、從來の府縣稅地租附加税の制限は嚴に過ぎるので明治三十二年の府縣制の改正に際し之を緩和して三分の一とした。

(三) 罹災救助基金法に依る府縣税 明治三十二年に罹災救助基金法が制定されて、罹災救助基金蓄積の爲に他の法令の制限を超へて百分の三迄地租、所得稅及國稅營業税の附加税を賦課し得ることとした。

(四) 非常特別税法に依る府縣税の制限 日露戰後勃發の爲め國家の歲計が急増したので政府は軍費支辨の爲め第二十議會(臨時議會)に非常特別税法を提出し兩院の議を経て明治三十七年四月法律第三號を以て之を公布し、國稅の各稅共に大増税を行ふと共に一面地方税に

關し増徴分に付て附加税を賦課し得ざることをせざるのみならず更に進んで従來の制限率を低下する爲嚴重なる制限を設けた。増税に因り國民負擔の過大とならざる様考慮すると共に、一面地方財政の緊縮を行はしむる必要に出でたものである。

(五) 日露戦役後の府縣稅。非常特別稅法は平和克復に至りたる時其の翌年末限り廢止されることに定められてあつたが、日露戦役終了後も尙國家歳計の需要減ぜざる爲暫定的に恒久化されたが、地方團體の財政需要は戦時緊縮の儘に放置し得ざる狀況に鑑み政府は第二十三議會(明治四十年)に「公共團體課税ノ制限ニ關スル法律」を提案せるも貴族院に於て審議未了となり、翌年第二十四議會に「地方稅制限ニ關スル件」とし法案を提出し兩院の議を経て明治四十一年三月に法律第三十七號を以て公布された。之れが地方稅に關する基本の一として今日に至つて居る。府縣の所得稅附加稅は從來罹災救助基金法に依つてのみ認められて居たが、右の地方稅制限に關する法律に依つて一般經費に充つる爲に賦課し得ることゝなつた。

此の間明治三十八年に鑛業法が改正され次で明治四十四年に賣藥稅法が改正され、府縣及市町村に新に鑛業稅及賣藥營業稅の附加稅の賦課が認められた。

明治四十三年に非常特別稅法を廢し國稅の整理が行はれたるに伴ひ、地方稅制限に關する法律を改正するの必要を生じ、地方財政に變動を來たさない様制限率を改めた。此の結果地租附加稅は宅地、田畑及其他の他の三種に區分し制限率が設けられたが、徵稅上煩瑣であるので翌年之を改正して宅地及其他の二種とした。

(六) 歐洲大戰勃發後の府縣稅。歐洲大戰勃發し此の影響を受けての好景氣に依り物價騰貴し、地方財政の需要も急増せるに鑑み政府は地方稅制限の擴張の必要を認め「時局ノ影響ニ因ル地方稅制限擴張ニ關スル」法律を第四十一議會(大正八年)に提案し兩院の議を経て大正八年三月法律第二十九號を以て公布された。之に依つて府縣は、従來の制限率の外に其の百分の八十迄國稅附加稅の制限を擴張された。而して翌年地方稅制限に關する法律を改正して行の臨時擴張の分を加へ恒久的制限とした。

府縣稅戶數割は明治十三年に定まつた地方稅規則に依るものであつて、其の賦課に關する事項は府縣の定むる所に委せられて居たが、戶數割の額も次第に増加し賦課に付ての弊害をも生じて來たのに鑑み、大正十年に勅令を以て府縣稅戶數割規則が制定され戶數割賦課に關する規準が定められた。

(七) 歐洲大戰後の府縣稅。大正十二年に軍備縮少の結果生じた餘裕を以て國稅に於て賣藥營業稅を廢し、國稅營業稅の減稅を行つたに伴ひ、其の減稅の趣旨を地方稅にも及ぼし營業者の負擔増加を來たさざる様地方稅制限に關する法律を改正し營業稅附加稅の制限率を改め大正十二年度分より施行された。此の結果生じた府縣の減收は經費の緊縮を以て補ふこととした。

(八) 大正十五年の地方稅整理。府縣稅の基本は概ね明治十三年に太政官布告を以て定められた地方稅規則等に依るもので、爾後法律或は勅令を以て部分的、補足的改正が爲されて來たが、仍不備の點が尠くなかつたのみならず根據法令が雜多であつた。中央地方を通ずる稅制を整理改革して此の間統一ある體系に整備すべしと云ふ問題は久しい宿題であつた。政府は此の問題解決を企圖し大正八年に設けられた臨時財政經濟調査會に付議し中央地方の稅制改革が審議された結果、意見の答申があつたが實行されずに終つた。次で大正十四年に稅制調査會を設け之に付議し審議の結果意見の答申を見、之に基き成案を得て大正十五年第十一議會に關係法案を提出して兩院を通過し夫々法律の公布を見た。

此の結果地方稅に關する基本は從來の「地方稅制限ニ關スル法律」と新に制定を見た「地

方稅ニ關スル法律」の二つとなり、明治十三年の地方稅規則等は之を廢した。而して改められた主なる點を擧ぐれば次の通りである。

- (1) 「地方稅制限ニ關スル法律」を改正す。國稅營業稅は課稅標準を營業純益とし營業收益稅と名稱が改まり、其の附加稅の制限率は府縣は從來通り、市町村は之を引下ぐる。所得稅附加稅制限率は府縣は之を擴張し、市町村は原則として賦課し得ざることにする。
- (2) 「地方稅ニ關スル法律」を制定す。從來地方稅規則等に規定のあつた事項の中國稅附加稅の制限に關するものは「地方稅制限ニ關スル法律」に既に規定され、殘る府縣獨立稅に關する事項は大正十年に府縣稅戶數割規則が制定されたる外は概ね舊來の儘踏襲されて來たので其の不備の補正と今回の改革とを合せて「地方稅ニ關スル法律」が制定された。之に依つて改つた主なるものは

- (イ) 府縣稅戶數割を廢して之を市町村の特別稅に移す。
- (ロ) 新に府縣稅家屋稅を課し得ることとする(從來の府縣稅家屋稅は府縣稅戶數割を賦課せざる地にのみ賦課す)

- (ハ) 國稅の改革に依り自作農免租となりたる土地に對し府縣稅として特別地稅を課し得ることとする

る。

(二) 其他府縣稅營業稅、雜種稅の賦課し得べき種類の整理及賦課の制限等がある。

(九) 地租、營業收益稅の減稅に伴ふ地方稅制限の改正。倫敦海軍條約成立に依り海軍軍備縮少に依る餘裕を以て地租及營業收益稅が減稅され、之に伴ひ地方財政に變動を來たさざる様幾分制限率が擴張され、昭和六年四月法律第五十一號を以て改正法律の公布を見、地租附加稅の制限は昭和六年度分より營業收益稅附加稅の制限は昭和七年度分より適用された。

(十) 臨時地方財政補助金の實施。地方財政調整交付金制度を確立すべしとの論は、年來の懸案であつたが幾多の曲折を経て、昭和十一年に先づ町村に對する臨時町村財政補助金二千萬圓の豫算が成立し、次で昭和十二年度より實施することを目途とした中央地方を通ずる根本的財政及稅制改革が成案を得て第七十議會に提出されたが、議會開會中廣田内閣瓦解して林内閣となり、改革案は一時取止めとなつたので、應急的措置として臨時地方財政補助金一億圓が昭和十二年度豫算に成立した。次で、昭和十三年に於ても臨時地方財政補助金が繼續され、金額は三千萬圓を増額して一億三千萬圓となつたのである。

### 三、府縣廳の組織

世運の進展に伴ひ府縣廳の組織にも幾度かの變遷があつた。府縣制制定當時以降に就て其の概要を述べる。

(一) 明治二十三年の地方官制の全部改正。明治十九年に地方官制が制定されて、府縣廳の組織を第一部、第二部、收稅部及警察本部の四部に分たれて居たのを、明治二十三年十月改正して新に知事官房を設け、部は内務、警察の二部とし、收稅部を廢して直稅署、間稅署の二署とし、從來第二部に屬して居た監獄の事務を分けて監獄署を設けた。

當時の府縣職員は次の通りであつた。

知事	一人	勅任
書記官	一人	奏任
警部長	一人	奏任
收稅長	一人	奏任
參事官	一人	奏任

内務部長となる。  
警察部長となる。  
直稅署長及間稅署長となる。  
知事の諮詢に應じ意見を具へ及審議立案を掌り、又内務部各課長となることあり。

第二 府縣制制定後現在まで

典 獄 一人 奏任 監獄署長となる。

屬、警部、收税屬、監獄書記、看守長 判 住

監獄醫、教誨師 判任待遇

屬、警部、監獄書記及看守長の定員は各府縣を通じ、六千二百九十六人、收税屬が同様五千六百六人で、技師、技手は各府縣の判任官俸給豫算定額内て之を置くことを得るものとす

當時府縣廳の下級官廳として、各郡區に郡區長を、島地に島司を置き又各郡區に警察署一箇所及其の下に適宜警察分署が配置されて居た。次で區長は市制施行と共に廢された。尙沖繩縣には從來郡區長がなかつたが明治二十九年に始めて郡區長が置かれた。因に沖繩縣には市制町村制は當分施行されず明治二十九年に沖繩縣區制が、同三十一年に沖繩縣間切島規程が設けられ、大正十年に至り市制及町村制が施行された。

(二) 明治二十六年の地方官官制の全部改正。明治二十六年に地方官官制の全部改正が行はれた。此の改正に於ては直税署及間税署を廢して收税部とし舊に復したる外は舊制と格別の差異はない。

(三) 收税部の移管。從來府縣知事の統轄の下に在つた收税部を廢して、大藏大臣の管轄に屬する稅務管理局(現在の稅務監督局)をして之を取扱はしめることになり、明治二十九年十一月一日より實施された。

(四) 視學の設置。明治三十二年六月に府縣に視學官(奏任)及視學(判任)を、郡及島に郡視學、島視學(何れも判任)を置き、府縣の分は直に、郡及島は明治三十三年四月より施行された。

(五) 監獄署の移管。從來府縣知事の管理に屬して居た監獄署は司法省の所管に移され、明治三十六年四月一日より實施された。

(六) 大正二年の地方官官制の全部改正。此の改正の主なるものは、(1)從來書記官(奏任)が内務部長に、警部長(奏任)が警察部長に補せられて居たのを官及職を一にし夫々内務部長(奏任)警察部長(奏任)とし、(2)視學官の專任を廢し理事官を充つることとし、(3)參事官(奏任)を廢して代りに理事官(奏任)を置き、(4)新に警視(奏任)を置き、(5)從來警察署長は警部を充つることになつて居たのを、警視を充つるの外警部を充つることとする等であつて、大正二年六月より施行された。

- (七) 大正二年全部改正後の地方官制の改正。
- (1) 監察官の設置。大正四年六月大阪府に監察官(警視を充つ)が置かれた。
- (2) 工場監督官の設置。大正五年一月に工場法施行に關する事務を掌らしむる爲め東京府を除く府縣に工場監督官(理事官又は技師を充つ)及工場監督官補(判任)を置いた。
- (3) 産業部の設置。大正九年九月に、東京、京都、大阪の三府及神奈川、兵庫、愛知、福岡の各縣に産業部を設け産業部長(奏任)を置いたが大正十三年十二月に廢された。
- (4) 建築監督官の設置。大正九年九月に市街地建築物法施行に關する事務を掌らしむる爲め東京府を除く府縣に建築監督官(理事官又は技師を充つ)及建築監督官補(屬又は技師を充つ)を置くことを得ることゝす。
- (5) 小作官の設置。大正十三年九月に小作争議調停に關する事務に従事せしむる爲、小作官(奏任)及小作官補(判任)を置いた。
- (6) 官名の改正。大正二年の改正で官及職を一つとした内務部長及警察部長を再び官を書記官とし夫々内務部長又は警察部長に補する官職分離の舊に復し、理事官を地方事務官と改め、警視、小作官及技師の名稱に夫々「地方」を冠することとし大正十三年十二月より施行した。
- (7) 工業組合監督官の設置。大正十四年五月に重要輸出品工業組合法施行に關する事務を掌らしむる爲に府縣に工業組合監督官(地方事務官又は地方警視を充つ)及工業組合監督官補(屬又は技師を充つ)を置くことを得ることゝした。
- (8) 調停官の設置。大正十五年五月に労働争議調停に關する事務に従事せしむる爲め東京府を除く府縣に調停官(地方事務官又は地方技師を充つ)及調停官補(屬又は技師を充つ)を置くことを得ることゝした。

(八) 地方待遇職員制。府縣廳の事務増加の爲め大正九年に道路管理職員制、地方土木職員制、地方産業職員制、地方測候所職員制が、大正十三年に地方學校衛生職員制が、大正十四年に社會教育職員制、社會事業職員制が、昭和三年に地方建築職員制が、昭和四年に地方警察職員制が、昭和五年に地方體育運動職員制が、昭和九年に地方學校營繕職員制が地方官制の外に制定されて、夫々職員が増置された。而して其の職員の俸給は府縣費を以て支辨され高等官又は判任官の待遇が與へられ、其の任免は高等官又は判任官の例に依ること

とされた。

(九) 大正十五年の地方官官制の全部改正。郡役所を廢止した結果町村等に對する監督等は府縣廳が直接當ることになつた爲に、之に應ずる機構の整備擴充が爲された。即ち、(1) 従來内務部に屬した事務の中教育、社寺宗教兵事及社會事業等を分けて新に學務部を置き、(2) 内務大臣は須要に依り府縣を指定して土木部、産業部又は衛生部を置くことを得ることとし、(3) 島地其他交通不便の地に支廳を置くことを得ることとする等の改正を行つた。而して土木部の設置府縣は六大都市所在府縣等が指定され、産業部及衛生部の設置府縣の指定はなかつた。又支廳は府縣を通じ二十五箇所置かれたが其の後四ヶ所廢されて現在は二十一箇所である。

(十) 其の後の地方官官制の改正。

- (1) 視學官の設置。一旦廢されて居た專任の視學官を地方視學官(奏任)として復活し、昭和三年三月より施行された。
- (2) 商業組合監督官の設置。昭和七年十月に商業組合法施行に關する事務に従事せしむる爲、各府縣に商業組合監督官(地方事務官を充つ)商業組合監督官補(屬を充つ)を

置くことを得ることとす。

- (3) 經濟部の新設等。従來の内務部に屬して居た産業經濟關係の事務を分けて新に經濟部を設け、内務部を總務部と改め昭和十年一月より施行された。
- (4) 府縣出張所の設置。昭和十年四月内務大臣は健康保險に關する事務の一部を分掌せしむる爲府縣出張所を置くことを得ることとした。
- (5) 貿易組合監督官の設置。昭和十二年九月に貿易組合法施行に關する事務に従事せしむる爲に貿易組合監督官(地方事務官を充つ)及貿易組合監督官補(屬を充つ)を置くことを得ることとした。
- (6) 産業組合監督官の設置。昭和十三年一月に産業組合監督に關する事務に従事せしむる爲に産業組合監督官(地方事務官又は地方技師を充つ)を置くことを得ることとした。

#### 四、府縣制發布後の北海道の制度の沿革

明治十九年に函館、札幌及根室の三縣及農林省北海道事業管理局を廢して北海道廳が設けられ、道行政に統一が與へられたとは云ひ乍ら、府縣とは事情を異にし土地廣く人口も稀

薄て大いに拓地殖民を要する状況であつたので久しく自治制の施行を見なかつたのであるが着々開拓も進み地方事業も相當進歩し來たり、又北海道會設置の要望も強くなつて來たのに鑑み、政府は第十五議會に北海道會法及北海道地方費法を提案し兩院共原案を可決し、明治三十四年三月公布を見て同年四月一日より施行された。因に北海道には市制町村制は施行されず舊來の不完全な制度が踏襲されて居たが明治三十年五月に、勅令第百五十八號を以て北海道區制が、勅令第百五十九號を以て北海道一級町村制が、勅令第百六十號を以て北海道二級町村制が夫々制定され、明治三十二年に札幌、函館及小樽に區制が、明治三十三年に一級、二級町村制が實施された。(北海道區制は大正十二年に廢され其の地に市制が施行された)

斯くして北海道の自治の基礎が定められたが府縣制とは相當異なるものがあつた。其の後大正五年に北海道會法は一部を改正し(議員の任期三年を四年に改むる等)、大正十一年に北海道會法及北海道地方費法を改正し府縣制の規定を大部分取入れて其れに近きものとし、大正十五年及昭和四年に北海道會法及北海道地方費法が、昭和十年に北海道會法が何れも府縣制の改正と同時に同様の趣旨を以て改正されて今日に至つて居る。

北海道の賦課する税は北海道地方税と稱し地方税に關する法律に府縣と同様に規定されて居る。

北海道廳長官は明治十九年に三縣一局を廢して北海道廳の設置されたる當時は内閣總理大臣に直屬して權限も相當廣かつたが、明治二十年内務大臣に直屬する様になつて、府縣知事と一般的には同列となり、法令に地方長官と稱して居るのは北海道廳長官及府縣知事を併せ指すもので對等の地位、同様の權限を有するを示すものであるが、北海道廳長官が拓地殖民事務を擔當することに於てや、趣を異にする。府縣廳にある部の外に拓殖部が置かれて居るのも此の故である。又北海道廳の下級官廳として支廳があるが、府縣にある支廳が島嶼其他交通不便の地に置かれて居るのと異り、市を除く區域を分割し支廳が置かれ、市を除く以外の區域は何れかの支廳の管轄區域に屬し、權限も亦府縣の支廳長よりも廣い。



### 第三 府縣制の内容

#### 一、府縣の構成

##### 一 概 況

府縣は北海道と共に一面に於て國の行政區劃として、行政官廳たる府縣知事又は北海道廳長官の管轄區域であると共に、一面に於て市町村の上級自治團體であつて、從來の區域に依り郡市及島嶼を包括し、其の區域内の市町村住民を以て構成する。尤も上級自治團體とは謂ふものゝ、唯市町村の區域を包括するだけであつて、府縣たる自治團體が市町村を監督するのでなく、市町村は直接國の監督下に在るのである。

現在一道三府四十三縣の狀況を見るに、其の沿革や經濟狀態の變化等に因り、其の面積に於て人口に於て、富力及其の財政に於て相互の間に著しい逕庭のあるのを見る。面積に於ては北海道の八萬八千方料が著しく廣く、岩手縣の一萬五千方料、福島縣の一萬三千方料、長野縣の一萬三千方料、新潟縣の一萬二千方料、秋田縣の一萬一千方料、岐阜縣の一萬

千方料がこれに次ぎ、最も狭いのは大阪府の千八百千方料で、香川縣の千八百千方料、東京府の二千千方料、神奈川縣の二千三千方料、沖繩縣の二千三千方料、佐賀縣の二千四千方料等の順位となる。又人口は昭和十年十月一日現在で東京府の六百三十六萬人を最高とし、大阪府の四百二十九萬人、北海道の三百六萬人、兵庫縣の二百九十二萬人、愛知縣の二百八十六萬人、福岡の二百七十五萬人の順となり、逆に人口の最も少いのは鳥取縣の四十九萬人で、沖繩縣の五十九萬人、奈良縣の六十二萬人、福井縣、山梨縣の各六十四萬人、佐賀縣の六十八萬人となり、北海道を除くの外概して大都市所在の府縣に於て著しく人口多く、府縣の間に激しい差の存することが見られる。

#### 二 府縣の住民と選舉權及被選舉權

市町村住民に關しては市制第八條町村制第六條に「市(町村)内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市町村住民トス」と規定せられ、市町村の區域内に住所を有する者は、其の國籍、年齢、男女の性別の如何を問はず其の團體の構成員とされて居るのであるが、府縣の住民に付ては府縣制中別に規定するところがない。併し府縣は市町村を包括する團體であるから、市町村の

住民は市町村の住民であると同時に又當然府縣の住民となるのである。

住民の性質が前に述べるが如くであるからして、住民の總てに選舉權及被選舉權を有せしむることは其の性質上不可能である。故に府縣内の市町村公民に限つて選舉權及被選舉權を有せしめてゐる。即ち市町村公民たるには左の要件を具有して居なければならぬ。

- (1) 帝國臣民たること。
  - (2) 年齡二十五年以上の男子たること。
  - (3) 二年以來市町村住民たること。
- 但し以上の要件を具有して居る者であつても、左の缺格事由に該當する者は公民權を有しない。

- (1) 禁治產者及準禁治產者。
- (2) 破產者で未だ復權を得ない者。
- (3) 貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者。
- (4) 一定の住居を有しない者。
- (5) 六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者。

(6) 皇室に對する罪、外患に關する罪、放火及失火の罪、通貨偽造の罪、文書偽造の罪、有價證券偽造の罪、印章偽造の罪、偽證の罪、誣告の罪、瀆職の罪、竊盜及強盜の罪、詐欺及恐喝の罪、横領の罪、贓物に關する罪を犯し六年未満の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至つた後、其の刑期の二倍に相當する期間(其の期間が五年より短きときは五年)を経過するに至る迄の者。

(7) 六年未満の禁錮の刑に處せられ、又は前掲以外の罪を犯し六年未満の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者。

府縣内に於ける市町村公民は府縣會議員の選舉權及被選舉權を有するを原則とするが、市町村公民權停止中の者は選舉權及被選舉權を有しない。又陸海軍軍人にして現役中の者及戰時事變等の爲召集中の者、兵籍に在る學生生徒、志願に依り國民軍に編入された者も亦選舉權及被選舉權を有しない。従つて陸海軍軍人にして戰時又は事變に際し召集中の者は選舉權を有せざる結果、毎年九月十五日現在を以て調製する選舉人名簿に登録せらるゝ機會を失ひ、これが爲召集解除後に於ても暫くの間は選舉權を行使することを得ない結果を生ずるので、昭和十三年法律第八十四號を以て、支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に關す

る法律が公布せられ、此等の人々のために選挙の都度臨時に名簿を調製し、選挙権の行使に支障なからしめられたのである。又在職の検事警察官吏、收税官吏及租税滞納處分中の者は被選挙権を有しない。選挙事務に關係ある官吏及府縣市町村の吏員も其の關係してゐる區域内に於ては被選挙権を有しないこととなつてゐる。

衆議院議員は府縣會議員との兼職を禁ぜられてゐる。其の府縣の官吏及有給の吏員其他の職員も亦同様である。

### 二、府縣の機關

府縣の機關には意思機關と執行機關とがある。意思機關は即ち府縣會及府縣參事會であり、執行機關は府縣知事である。尤も府縣知事は後に述ぶるが如く自ら意思決定を爲す場合もある。

#### (一) 府縣會

意思機關たる府縣會は府縣の基本的意思機關である。即ち府縣住民の原則的代議機關たる

ものであつて、法律に規定せられた事項は必ず府縣會の議決を経るを要する。

府縣會は府縣會議員の選挙権を有する者がその被選挙権を有する者の中より選挙したところの議員を以て組織する。府縣會議員の選挙権及被選挙権を有する者は府縣内の市町村公民であることは前述の通りである。議員の定数は其の府縣の人口七十萬未満なるときは三十人、七十萬以上百萬未満はその五萬を加ふる毎に一人を増し、更に人口百萬以上となるときは七萬を加ふる毎に一人を増加するのである。府縣會議員は各選挙區に於て選挙することとなつて居り、其の選挙區は、原則として郡市の區域に依る。各選挙區に於て選挙すべき議員數は府縣條例を以て定められる。府縣會議員は名譽職であつて其の任期は四年である。

府縣會の權限は市町村會の權限と異りて一般的又は概括的ではない。即ちその權限は法律に列せられたる事項に限るものであつて、一般に府縣の行政の總べてに亘つて議決權を有するものではない。法律に列せられたる府縣會の權限の主たるものは次の通りである。

- (1) 法律に列記せられたる事件を議決すること。
- (2) 法律命令の定むる處に依り選挙を行ふこと。例へば議長、副議長、假議長、名譽職參事會員及補充員である。

- (3) 府縣の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出すること。
- (4) 官廳の諮問に對し意見を答申すること。

府縣會は議員中より議長副議長各一名を選挙する。議長は會議を總理し其の日の會議を開閉する。府縣會は特別の事由ある場合の外議員定数の半数以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ない。府縣會の議事は過半数を以て之を決し、可否同数なるときは議長の決する所に依る。府縣會の議事は原則として公開することとなつてゐる。

府縣會に通常會と臨時會とがあり、孰れも府縣知事が之を招集するのである。但し議員定数の三分の一以上より會議に付すべき事件を示し臨時會招集の請求ありたるときは府縣知事は之を招集せねばならない。招集は急施を要する場合の外開會の日より少くとも十四日前に之を告示する。通常會は毎年一回之を開きその會期は原則として三十日以内とし、臨時會は必要ある場合に之を開きその會期は七日以内とする。

### (二) 府縣參事會

府縣には府縣會の外に副議決機關として府縣參事會がある。併し府縣參事會は副議決機關

として以外にも府縣の監查機關たる性質及市町村に對する國家の監督機關たる性質をも帯びて居るのである。

府縣參事會は議長たる府縣知事及名譽職參事會員十人(兵庫縣及愛知縣に在りては十二人)を以て組織する。名譽職參事會員は府縣會に於て選舉する。名譽職參事會員の選舉と共に同數の補充員を選舉し、名譽職參事會員に闕員を生じたときは、府縣知事は補充員の中に就き法定の順序に依り之を補充することとなつてゐる。名譽職參事會員及その補充員は隔年之を選舉し、後任者の就任するに至る迄在任するのである。而して府縣參事會の權限は

- (1) 法律に規定せられたる事件を議決すること、即ち、(イ)府縣會の權限に屬する事件にして其の委任を受けたものに就てこれを議決すること、(ロ)臨時急施を要し府縣知事に於て府縣會を招集するの暇なしと認むる場合に於て府縣會に代りその權限に屬する事件の議決を爲すこと、(ハ)府縣の財産、營造物の管理に關する事項を議決すること、(ニ)府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決すること、(ホ)府縣に係る訴訟及和解に關する事項を議決すること等である。
- (2) 府縣の公益に關する事件に付き關係行政廳に意見書を提出し、或は官廳の諮問に

應じ意見を答申すること。

(3) 府縣の出納を検査すること。即ち、府縣參事會は名譽職參事會員中より委員を選擧し、之をして府縣に係る出納を検査せしむることを得る。

(4) 府縣の行政に關する異議の決定、市町村制に基く訴願の裁決及市町村會又は市參事會の違法の議決に對し市町村長の申請に基く裁決を爲すこと。

府縣參事會は府縣知事を以て議長とし、府縣知事が招集するのであつて其の會期は府縣知事が之を定むる。府縣參事會は議長又は其の代理者及名譽職參事會員定數の半數以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず。府縣參事會の會議は府縣會の場合と異り傍聽を許さない。

府縣參事會は以上の如く恰かも一種の府縣會の常設委員會の如くである。而して社會の進歩と共に行政事務は益々複雑多岐に亘り、且技術的に専門化してゆく傾向にある爲、比較的龐大なる會議體である府縣會は之を處理すること不適當なるものもあり、府縣參事會への委任事件も漸次増大しつゝあるのである。

(三) 府縣知事

府縣の執行機關の首長たるものは府縣知事である。府縣知事は市町村長と異り國家の官吏にして政府の任命に係る。従つて一面に於て地方行政官廳であると共に他の一面に於ては府縣自治團體の執行機關である。

府縣知事は府縣を統轄し府縣を代表する機關である。府縣知事と府縣會との關係は市町村長と市町村會との關係と稍々その趣を異にしてゐる。市町村に於ては行政の基本は寧ろ市町村會に存し、原則として市町村の一切の行政は市町村會の意思に依つて行ふべきものとせられるが、府縣に在りては府縣會は法律に列記せられたる事件に關し府縣の意思を決定すべき權限のみを有し、その他府縣に關する行政は府縣參事會に屬するもの、外府縣知事自ら之を決定し執行するのであつて、敢て府縣會の議決を要しないのである。

- (1) 府縣知事の權限とせらるゝ事項の主なるものは
- (2) 府縣費を以て支辨すべき事件を執行すること。
- (3) 府縣會及府縣參事會に議案を發すること。

- (3) 財産及營造物を管理すること。
- (4) 收入支出を命令し及會計を監督すること。
- (5) 證書及公文書を保管すること。
- (6) 府縣稅、使用料、手数料等を賦課徴收すること。
- (7) 府縣吏員を監督し及之に對し懲戒を行ふこと。
- (8) 違法越權なる府縣會又は府縣參事會の議決又は選舉を取消し又は之を再議に付すること。
- (9) 明に公益を害する府縣會又は府縣參事會の議決を再議に付し仍その議決を改めざるときは内務大臣の指揮を請ふこと。
- (10) 府縣の收支に關し執行すること能はざる府縣會又は府縣參事會の議決を再議に付し又は之に關し内務大臣の指揮を請ふこと。
- (11) 府縣會又は府縣參事會招集に應ぜず若は成立せざるとき又は議決すべき事件を議決せず若は法定の事由に因り會議を開く能はざるときは之を府縣參事會の議に付すること。
- (12) 府縣參事會の權限に屬する事件にして臨時急施を要するものを專決處分すること。

(13) 府縣會又は府縣參事會の權限に屬する事項をその議決に依り專決處分すること。等である。

(四) 補助機關

府縣の自治行政の實際に當るものには府縣知事の下に、府縣の官吏及吏員が居る。即ち、原則として國政事務の補助機關たる府縣官吏は同時に、府縣の自治事務についても府縣知事を補助することとなる。これ等の官吏たる補助機關の外必要あるときは有給の府縣吏員を置き府縣知事に於て任免する。

府縣には府縣出納吏を置き、府縣知事は部下の官吏吏員の中に就きこれを任免する。出納吏は府縣の出納事務を掌る。

府縣は府縣條例を以て臨時又は常設の名譽職委員を置くことを得る。右委員の組織、選任、任期等は條例を以て定むるのである。委員は府縣知事の指揮監督を承け財産又は營造物を管理しその他府縣行政事務の一部を調査し又は一時の委託に依り事務を行ふ。

### 三、府縣の財政

#### (一) 府縣の收入

府縣は國家の監督を承けて其の本來の固有事務及法律勅令に依り府縣に委任せられたる事務を處理する爲に必要な費用を支辨しなければならぬ。而して現在府縣費を以て支辨する費目は頗る多いのであるが就中その主要なるものは、道路、橋梁、港灣、治水、堤防等の土木費、師範學校、中學校、高等女學校、實業學校等の教育費、電氣瓦斯事業費、警察費、勸業費、衛生費、社會事業費等である。その外個々の法令に依り強制的に府縣に負擔を命ぜらるゝ費用も亦少くないのである。

これ等の經費を支辨するが爲に要する收入は財産收入、使用料、手数料、國庫交付金、府縣稅、夫役現品、分賦金、公債等である。今その主なるものに付いて述べて見る。

- (1) 使用料及手数料 府縣は營造物若は公共の用に供したる財産の使用に付使用料を徴收し又は特に一個人の爲にする事務に付手数料を徴收することが出来る。

- (2) 府縣稅 府縣稅は府縣の主要なる財源であつてその種類は頗る多い。これを大別して附加稅と獨立稅とに區別せられ、更に其の各々に付て細別せられてゐる。府縣稅を納付すべき法律上の義務ある者は、(イ)府縣内に於て住所を有する者、(ロ)三箇月以上府縣内に滞在する者、(ハ)府縣内に於て土地、家屋、物件を所有し使用し若は占有し又は營業所を定めて營業を爲し及府縣内に於て特定の行爲を爲す者である。

- (3) 不均一賦課 府縣稅は直接國稅の附加稅たると獨立稅たるとを問はず均一の稅率に依ることを原則とする。元來租稅は納稅義務者に對し一般的にその租稅能力に應じて徴收する金錢的負擔であり此の徴收金が府縣公共上の必要を充す爲に消費せられるものである以上衡平に賦課すべきは謂ふ迄もない、が併し、例外として府縣の一部に對し特に利益ある事件に關しては勅令の定むる所に依り不均一の賦課を爲し又は府縣の一部に對し賦課することを得るのである。

- (4) 夫役現品 府縣はその必要に依り府縣内の一部の市町村その他公共團體又は一部の納稅義務者に對し夫役及現品を賦課することを得る。府縣はその事業を施行するに際して時に勞力又は物品の供給を必要とする場合が少くない。例へば道路溝渠の改修、河川又

は用排水路の改良等の爲人夫を要し或は材料を必要とするが如き場合に於て、これに要する費用を租税として賦課することなく其の勞力又は物品を納税義務者より直接提供せしむることが却つて便宜の場合があるのである。夫役及現品は急迫の場合を除くの外これを金錢に換算して賦課することゝなつてゐる。

(5) 分賦金 府縣は勅令の定むる所に依りその費用を市町村に分賦することを得る。而して勅令は(イ)臨時少額の費用の爲特に賦課徴収を爲すの必要あるとき及(ロ)市部會郡部會を設けたる府縣に於て市部に屬する部分より徴収すべき額を市に分賦するときに限り、府縣費の分賦を爲し得ることを認めてゐるが、その他道路法や河川法、砂防法等にも府縣費の一部を市町村に負擔せしめ得べきを認めてゐる。

(6) 府縣債 府縣は其の負債を償還する爲或は府縣の永久の利益と爲るべき支出を要する爲或は天災事變等の爲必要ある場合に限り府縣會の議決を経て公債を起すことを得、又豫算内の支出を爲すが爲府縣參事會の議決を経て一時の借入金爲すことも出来る。

(二) 豫算及決算

府縣の歳入歳出は市町村と同様豫算を以て定むるのである。豫算は府縣會の議決を経たる府縣の歳入歳出の見積であつて、府縣の歳入歳出は豫算に従ひ實行せられる。豫算を調製する權限は府縣知事に專屬し、府縣會は府縣知事の發案に係る豫算を議決する權限を有するのみである。豫算は毎會計年度開始前に府縣會の議決を経ることを要する。然れどもその後に於て各種の事情の發生又は變更に依り豫算を當初の議決のままに執行するを困難とし又は不適當とする場合も生ずる。斯る場合に於ては府縣知事は實際の必要に應じ府縣會の議決を経て既定豫算の追加又は更正を爲すことを得る。

府縣は一個の豫算を以て全部の收入支出を定むるを原則とするも、特別の必要ある場合に於て特別會計の制を設け各特別會計毎に收入支出の豫算を定むることを得る。これは府縣の事務が複雑多岐に亘り事業經營上の必要又は財政經理上の必要により事件の種類に依りては其の收支を區分し特別會計と爲すを便宜とする場合が少なくないからである。又豫算は毎會計年度の收入支出を定むべきものであるけれども、府縣費を以て支辨する事業にしてその性質上數年を期して費用の支出を確定し置く必要を生ずる場合がある。例へば學校の建築、道路河川の新設改修、埋立開墾林業等凡そ一年度間にこれが成功を見ること能はざるもの、事業



費又は土地建物の買収金、寄附金又は補助金等事業を數年に分割して行ふことを要するが如き場合であつて、斯る場合に於ては府縣は府縣會の議決を経て將來數年に亘る各年度の支出額を一時に定むることを得るのである。之を繼續費と謂ふ。

府縣豫算の執行に關してはその収入支出の命令を爲す機關と金錢物品の出納を掌る機關とを分別し以て經理上の不正を生ずるの虞なからしめてゐる。即ち府縣に於ける金錢の保管及出納は原則として府縣金庫に於て取扱はしめ、収入支出の命令は府縣知事又は其の委任を受けたる官吏吏員之を掌り、金錢の出納に關する事務は府縣出納吏、物品に付ては物品出納吏が其の責を負ふのである。

豫算の執行に關しては之が當否につき嚴重なる監督を爲す必要があるのであつて、これ爲には府縣知事に於て検査員を命じて爲すところの所謂執行機關部内の監督と府縣參事會の監督及上級官廳の監督とがある。

府縣の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄であつて、出納閉鎖期限は翌年五月三十一日迄である。而して豫算執行の結果を明確に精算する爲豫算と同一の區分に依り決算書を調製し翌々年の通常會に於て府縣會に報告し、其の認定に關する議決と共にこれを

内務大臣に報告し且其の要領を告示しなければならぬ。

### (三) 府縣財政の動向

社會の進歩に従ひ府縣行政も益々複雑多岐に涉りこれに要する經費も亦漸次膨脹を來してゐる。明治三十六年度に於ては府縣の歳出總額六千餘萬圓なりしが、昭和十三年度に於ては五億九千九百餘萬圓となり實に約十倍に増加してゐる。今これをその主たる經費に付明治三十六年度を基準としその後の動向を観るに、教育費は一千餘萬圓より約十一倍の一億二千二百餘萬圓に増加し、土木費は二千餘萬圓より約五倍の一億二千餘萬圓に、衛生費は二百餘萬圓に増加し、土木費は二千餘萬圓より約五倍の一億二千餘萬圓に、勸業費は三百餘萬圓より約二十九倍の一億百餘萬圓に、社會事業費は十三萬餘圓より約五十五倍の七百餘萬圓に、警察費は一千餘萬圓より約九倍の九千八百餘萬圓に、道府縣吏員費は百餘萬圓より約二十二倍の二千四百餘萬圓に、會議費は四十七萬圓より約四倍の二百餘萬圓に、公債費は三百餘萬圓より約二十倍の七千七百餘萬圓に、道府縣債取扱費は九十一萬餘圓より約十倍の九百餘萬圓に増加してゐる。而して増加率の最も高きは社會事業費の五十五倍であつて、道府縣吏員職員費の二十二倍、道府縣

債費の二十倍、教育費の十一倍、警察費の九倍等之に次ぎ、又昭和十三年度に於ける道府縣歳出中如何なる方面に多額の経費を要するかを見るに、教育費及土木費の各二十%、勸業費の十七%、警察費の十六%、道府縣債費の十二%等が其の主なるものであつて、これを觀ても時代の推移に従ひ社會各般の情勢の變化に伴ひ府縣行政が如何なる方面に發展し來り、且現に如何なる方面に主力を注がれつゝあるかを窺ふことが出来る。

#### 四、府縣の監督

府縣は行政事務に付國家の嚴重なる監督を承くるのであつて、其の一般的監督權は内務大臣に屬する。その他財政に關しては大藏大臣教育に關しては文部大臣特殊なる行政事務に付ては各省大臣及内閣總理大臣の監督に服するのである。國家の府縣に對する監督作用も亦市町村に對する監督と同様大體三種に區別することが出来る。その一は府縣の行政事務を視察してその内容を詳にすることであり、その二は必要ありと認むる場合に於て府縣に對し戒告を發し以て過失を事前に豫防することであり、その三は已に過失を生じたる場合に於て之が是正の方法を講ずることである。唯府縣に對する監督は市町村に對する監督と其の趣

を異にする所もある。市町村行政の首長たる市町村長は公選の吏員にして國家の官吏に非ざるが故に、國家は之に對し無制限なる指揮訓令を爲すことを得ないけれども、府縣行政の首長たる府縣知事は國家の官吏なるが故に國家は之に對し無制限なる指揮命令を爲すことが出来る。換言すれば行政官廳たる府縣知事と自治團體の首長たる府縣知事とは畢竟するに同一人なるが故に、自治團體の機關たる府縣知事も亦國家の發する指揮訓令に服従しその命令を遵奉せねばならぬ。國家が府縣の監督を爲すに付市町村に於けると異り法令上代執行を爲し得べき旨の規定や強制豫算を爲し得べき旨の規定を存せざるは、府縣知事が官吏たるの關係上規定の必要を認められざるに因るのである。

#### 五、府縣の特別組織等

府縣に關する特別な制度として府縣組合、三部經濟及島嶼に關する特例がある。府縣組合は時に或る特殊の事務に關し個々の府縣が單獨にこれを處理するを不便、不利とする場合を慮り、他の府縣と合同協力し、其の事務の一部を共同處理せしめ、以て目的達成に遺憾なからしめんとし大正三年府縣制改正の際此の制度を設けられたものであるが未だ

これに基く府縣組合は一つもない。  
 所謂三部經濟とは從來の沿革に基き府縣の經濟を市部、郡部、連帶の三つに分別し府縣會  
 府縣參事會の外市部會、郡部會、市部參事會、郡部參事會を置くのであつて現在に於ては兵  
 庫縣と愛知縣とのみである。市部及郡部會は市部及郡部に於て選出したる府縣會議員を以て  
 組織し、市部參事會及郡部參事會は府縣知事及各部會に於て選舉したる府縣名譽職參事會員  
 を以て組織する。府縣會、市部會及郡部會に於て議決すべき事件の分別並府縣費に關する  
 市部郡部の分擔及收入の割合は府縣條例を以て之を規定するのである。  
 島嶼に關する府縣行政は特例が認められ、島嶼經濟と所屬本地の經濟とは府縣會の議決を  
 經内務大臣の許可を得て之を分別することを得ることとなつてゐる。例へば鹿兒島縣の大島  
 の如きである。  
 尙北海道に關しては北海道會法及北海道地方費法に規定せられ、北海道も亦一の地方自  
 治團體である。その性質は府縣に類似し、前記二法律に於ても府縣制の條文を準用するもの  
 が多い。

昭和十四年九月六日印刷  
 昭和十四年九月十日發行

府縣制と其の沿革  
 (定價金二十錢)

不許  
 複製

著者 五十嵐鏡三郎  
 東京市麹町區内幸町二ノ一大阪ビル内  
 發行者 横山正一  
 東京市神田區三崎町二ノ四  
 印刷者 安藤斯郎

發行所 選舉肅正中央聯盟  
 東京市麹町區内幸町二ノ一大阪ビル内

電話 銀座六三三八三番  
 振替東京一二三三八五番

(一 社 印 刷 所)

行發盟聯央中正肅舉選

(ルビ阪大一ノ二町幸内區町麴市京東)

Table listing four books: '自治制發布五十周年記念出版' (Autonomous System Publication 50th Anniversary Commemorative Edition), '自治座談' (Autonomous Seitan), '自治制發布五十周年記念出版' (Autonomous System Publication 50th Anniversary Commemorative Edition), '自治座談' (Autonomous Seitan), '自治制發布五十周年記念出版' (Autonomous System Publication 50th Anniversary Commemorative Edition), '自治座談' (Autonomous Seitan), '公民の書' (Citizen's Book), and '自治三則' (Three Principles of Autonomy). Each entry includes author names and pricing information.

終

